

平成22年五條市議会第4回12月定例会（第3号）

日 時 平成22年12月10日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	太 田 好 紀	1 市政の報告について （1）公共交通対策について （2）南和広域連合について （3）行財政改革について （4）農産物の普及宣伝活動について （5）商工観光行政について （6）みどり園大規模改修事業について （7）南和医療について （8）新金剛トンネルについて 2 今日までにおける吉野市政の検証及び総括について （1）消防庁舎の建設について （2）衛生センターの建て替えに伴う周辺環境整備について （3）休所中の市立二見保育所について （4）市立小・中学校、高等学校、幼稚園へのエアコンの設置について （5）国民健康保険税について	市長・副市長・部長 市長・副市長・教育長・部長
2	大 谷 龍 雄	1 吉野市長による議会及び市議会議員への事務事業執行に関する資料の提出の制限について 2 多発する災害から市民の命と財産を守る消防庁舎の今井予定地への建設を目指す予算措置について	市長 市長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	3 市立五條東中学校前の交通渋滞解消につながる（仮称）栄山寺トンネルの早期完成を目指す県への要望について 4 協定書に基づくみどり園協力地区の住民への操業期間更新等のお願いについて 5 必要性和見通しのあるバイオマスタウン構想事業と事業主体の検討について 6 二見地区自治連合会及び川端地区の住民との話合いによる市有地（土地開発公社所有地）を活用した公園施設の整備について 7 市立小・中学校等へのエアコンの設置について 8 市立二見保育所の保護者及び関係者との話合いによる開所並びに新保育所建設の検討について	市長・部長 市長 市長・部長 市長・部長 市長・教育長 市長・部長

- 第二 議第 七十号 五條市伝統的建造物群保存地区における五條市税条例の特例を定める条例の制定について
- 第三 議第七十二号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正について
- 第四 議第七十四号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第五 議第七十五号 五條市生活バスの運行に関する条例の一部改正について
- 第六 議第七十六号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の一部改正について
- 第七 議第七十七号 五條市上野公園等条例の一部改正について
- 第八 議第七十八号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正について
- 第九 議第七十九号 五條市火災予防条例の一部改正について
- 第十 議第八十号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について
- 議第八十一号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定について
- 議第八十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
- 議第八十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 第十一 議第八十四号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 議第八十五号 五條市立デイサービスセンターとおとうに係る指定管理者の指定について
- 第十二 議第八十六号 五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定について
- 議第八十七号 五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定について
- 議第八十八号 小水力の館（五條市大塔水車施設）に係る指定管理者の指定について
- 議第八十九号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定について
- 第十三 議第九十号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 議第九十一号 南和広域連合規約の変更について
- 議第九十二号 南和広域連合の解散について
- 議第九十三号 五條・吉野広域行政推進協議会の設置について

第十四 議第七十一号 五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

議第七十三号 五條市介護保険条例の一部改正について

第十五 議第九十四号 市道路線の認定について

第十六 議第九十五号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第四号）議定について

第十七 議第九十六号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について

第十八 議第九十七号 平成二十二年五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十五名）

十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
峯	山	益	池	藤	川	太	堀	吉	山	福
林	田	田	上	富	村	田	川	田	口	塚
宏	澄	吉	輝	美	家	好	浩	雅	耕	
				恵						
政	雄	博	雄	子	廣	紀	美	範	司	実

欠席議員（なし）

市長	副市長	教育長	市長公室長	総務部長	都市整備部長	生活産業部長	健康福祉部長	上下水道部長	消防長	教育部長	会計管理者	西吉野支所長	大塔支所長	監理管財課長
吉	榮	赤	吉	下	森	櫻	森	辻	窪	檜	谷	福	土	新
野	林	井	田	村	本	井	本	本		内	口	井	井	井
晴	勝		辰	洋	元	敬	敏	衡	佳	成	幸	純	祥	健
夫	美	猛	雄	次	三	三	弘	司	秀	吉	雄	二	嗣	夫

十二番	十三番	十四番	十五番
花	土	大	田
谷	井	谷	原
昭	康	龍	清
典	嗣	雄	孝

事務局職員出席者

企画財政課長	福 塚
秘書課長	菊 谷
庶務課長	上 孝
	眞 彦
	男 宜

事務局長	川 西
事務局次長	乾 敏
事務局係長	笹 谷
事務局主任	馬 由美
速記者	柳 ケ瀬
	五 美
	美 子
	豊 旬
	美

午前十時零分再開

○議長（川村家廣） ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（川村家廣） 日程第一、一般質問を行います。
この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。
議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。
また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（川村家廣） 初めに五番太田好紀議員の質問を許します。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀質問席へ〕

○五番（太田好紀） おはようございます。

ただいま議長から発言許可をいただきましたので、一般質問の質問事項の説明をさせていただきます。
まず一、市政の報告の中にある八項目について質問をいたします。

（一）公共交通対策について。（二）南和広域連合について。（三）行財政改革について。（四）農産物の普及宣伝活動について。（五）商工観光行政について。（六）みどり園大規模改修事業について。（七）南和医療について。（八）新金剛トンネルについて。
そして二、今日までにおける吉野市政の検証及び総括について。（一）消防庁舎の建設について。（二）衛生センターの建て替えに伴う周辺環境整備について。（三）休所中の市立二見保育所について。（四）市立小・中学校、高等学校、幼稚園へのエアコンの設置について。（五）国民健康保険税について。以上であります。

特に市長におかれましては、時間に制限がありますので、質問したことのみに簡単に説明をしていただきたいと思います。
まず初めに、市政の報告の内容について質問をいたします。

公共交通対策について質問をします。これにつきましては山口議員とも藤富議員とも重なるところもあるかと思えますけれども、御了承を願いたいと思います。

現在、新たな地域公共交通体系の構築に向け検討を進める中で、コミュニティバスの運行に向けた試行的実証運行を平成二十三年四月一日から三年間実施する方向性が示されました。

この実証運行により得られたデータについては、多角的に分析するとともに、より多くの利用者から要望を伺うこととしておりますとのことです。すが、どのような方法で、どのような人を対象に実施するのか、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 五番太田議員さんの一般質問にお答えをいたします。

二十三年四月一日から予定をいたしております五條地区におけますコミュニティバスの運行につきましては、一台で実証運行を予定しておるわけなんですが、市北部の交通空白地におけます通院・買物等必要最小限の移動手段を確保して、今後利用度・利便性を検証しながら市民や交通事業者の御意見も聞きながら進めていきたいと、このように思っております。

意見を聞くというのは、あくまでも実証運行として走らせた段階でいろいろ御意見をお伺いしていくという、そういう意味合いでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 答弁ちよつと不足しているんですけど、私が聞きたいのは、この三年間に向けての実証実験ということですけどね、当然四月一日から運行するというところで、ある程度の考え方の下でやっていくわけですよ。だから三年間を基にして実証実験をして、それから市民の声、どういう形でやっていくかということとは、ちよつとおかしいんじゃないかなと私は思っているんですよ。というのは、別に三年も掛けなくても、今までもある程度の調査を私は多分していると思うんですよ。それでもなかなか難しいところがあるから、三年間を掛けて実験をすると、そしてこれからその話を聞いているんな形に変えていくことですけども、三年間も必要ですか、部長。

だから、その辺を踏まえてね、やはりどうしていくのか、今ある程度の形を聞いていると思うんですけども、そこらを明確にしていきたいと思っていますけれども。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） あくまでも三年間の実証運行ということでございますけれども、三年間このままでいくということではございません。一年間運行してみても御意見をいただいたりして、当然その三年間の中でも、ルート等確定しているわけではございませんで、あくまでも実証運行という形をとっておりますので、その都度、臨機応変に対応していくと、そういうような意味合いでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 部長、一つはこの交通弱者、過疎化の高齢者という形の中でこれはどんどん進めていってこれだと思うんですけども、その一番の根本的な根拠はどういう形をもって進めているのか、お答え願えますか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 高齢化社会に対応した地域公共交通を構築するという意味合いであるとか、また老人や子供などの自ら移動手段を持たない交通弱者が安心して外出できるような環境を整えるとか、また路線バスを補完して公共公益施設への利便性を高めると、そういうような意味合いでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） まさにそのとおりだと思います。だから軸足をどこに置くのかなと。一つは、高齢の人に対して県立五條病院への通院を一つの目的とするのか、また五條駅までのアクセスか、それとも子供の通学や通勤に対しての方に重きを置くのか、こういういろんな形があります。交通弱者という高齢の人らも皆さんも踏まえて、これを考えて今この運行体系を多分考えていると思うんですけども、果たして今の形の中で、昨日の質問の中でも一台ということを言われましたけれども、本当にそのことが、今部長が言われた中で、本当にできるのかなと、財政的なものもありますけれども、やる限りは当然市民の皆さんが、そして本当に交通弱者の人が乗れる環境を作るのが正しいことだと、またそれに行政が導くのが正しいことだと思うんですけども、今の状態では本当に市民の人が納得できるような状態ではないんじゃないかなと、私は思うんですけども、その辺の見解は、部長どうですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 一台で回していくということでございますので、十分満足していきける状況ではないというのは、私ども十分理解をしております。

ただ、財政的な部分もございまして、また市内の交通事業者の関係もございまして、その辺の調整も必要となつてまいりますし、またその一回というのも地域公共交通会議、要はそのバス協会であるとか、タクシー協会であるとか、その中の代表の方も入っていただきまして、もちろん地元の方も入っていただきまして、その中で協議をして、必要最小限の形で市民の方の通院・買物等を確保するというような意味合いで、一台という意味でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 昨日の市長の答弁ですと、タクシー業界の問題もあるということもあります。要するに奈良交通、そしてタクシー協会、また今こういう形の中で西吉野から来ているデマンドタクシーとか、いろんな形のものでいろんなアクセスのことも踏まえて、全体的にこれから考えていかなくてはならないと思うんですけども、部長、わたしは前回の九月議会において、総括ですか、質問のときにタウンミーティングのあり方について、地域住民の要望を伺う絶好のチャンスなので、コミュニティバスのアンケートを取ってはどうかということ提案させてもらいました。というのは、今

ずっと五條全域をタウンミーティングで回っていると、そういうときにそういうアンケートを取ったかどうかと、ましてこういうことは市民の皆さんに一番いいチャンスだということを言わせていただいたら、市長もそれはいいことだと言われました。あれから九月以降今まで、いろいろとその地域でタウンミーティングをされていると聞きますけれども、その意向は反映されて、特に公共交通のアンケートをどのようにしていただいたのか、そしてその結果はどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 確かに議員さんから御提言いただきました。そのあと数回タウンミーティングがございましたけれども、公共交通に関するアンケートは取っております。

各地区でそのような御意見を聞きましたら、実際に住民の方が、例えば新しい交通手段を確保してもらえるのかなと、そういうふうな意味合いに取られる可能性がございますので、もし財政的にそういうことが十分対応できるようなことでしたら、あれなんです。当然市内全域の交通空白地域の足を確保するような対応というのは無理な話でございますので、その辺で各地区において個々にそういうような御要望というのは、全体として聞くのはいいと思うんですが、地区地区で入ってお聞きするというのはちょっと厳しいものがあるのかなと、そういうようなイメージでございました。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 言わんとすることはわかります。でもそのときに市長もそれはいいことだと言ったんですから、いやいやこういうことやということでちゃんと明確にその場で言うべきであつたんじゃないかと。確かにその地域で入らないところもありますから、当然それを言うことによつて誤解を招くところもありますけれども、そやけど丁度このエリアから見て入るところのタウンミーティングの地区もありますよね、そういうところは当然そういう意見を聞くというのは一番大事なことじゃないかなと、せっかくタウンミーティングやっているんだつたら、当然そういうことも考慮してということと言っているんですから、何のためにやっているのか私はわかりませんけれども、やっぱりそういうことも踏まえて考えるべきじゃないかなと思うんですけれども、最後に市長、このことに対して市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 我がまちにおいて交通対策ですね。部長が申しましたように病院へ行く、また通学にしても、買物に行くにしても大変な状況だと思っております。しかし吉野市政になってからですね、デマンドタクシーとかこういう対策ですね、私になってからやってきたんですね。一生懸命や

りつつあると、私になってからカッキーも名前を付けてやっております。完璧とはいきませんが、ただ私吉野市政は一生懸命やってなかったことをやって今前へ進んでおると、まだ試行錯誤の部分もあるうかと思っておりますが、またタウンミーティングの意見も最終まとめてやっていきたいと思っておりますので、頑張っておりますよ、はい。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 頑張るのは、当然頑張っていたきたいですけれども、やっぱり市民の目線で交通弱者ということをやんと考慮した上でいろんな面で百パーセント完璧なものではないにしても、やる限りには市民が喜んでいただけるような交通体系の確立をしていただきたいと思います。

次にいかせていただきます。二つ目は南和広域連合についてであります。この内容の中に南和地域の広域的課題を解決していく上において、関係自治体の連携や協力が必要不可欠であるため、今後新たな枠組みの中で広域連携の強化・推進に努めてまいりたいと存じますと説明をされていますが、議第九十二号は南和広域連合の解散、議第九十三号は新たな五條・吉野広域行政推進協議会の設置であり、一市三町八村が介護保険法、障害者自立支援法に関する事務を共同処理するための協議会の設置となっていますが、元の南和広域連合はどのような目的・趣旨の下で発足したのか、説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○部長（下村洋次） 五番太田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

当初、南和広域連合発足の目的でございますけれども、広域行政圏計画の基本方針に基づき相互の連携と交流を促進し、創造性と多様性に富んだ活力ある県域づくりを行い、南和地域の創造的・立体的な整備振興を計画的に推進するため、南和広域連合でございますが、作っていくというようなそういうような意味合いでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） となれば、今の広域連合からまた新しくなるわけですが、この介護保険法と障害者自立支援法に関する事務を共同処理するための協議会だけなのか、もうこれのみの、今度は新しく設置するのは、これのみということですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○部長（下村洋次） 太田議員さんの御質問にお答えをいたします。

今おっしゃられましたように、新しくできます法定協議会の中では介護認定審査会の運営、障害程度区分認定審査会の運営、この部分ともうあと一

点、広域行政推進のための連絡調整というような事務も予定をいたしております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） この南和広域連合は、もともと平成九年当時に広域行政施策を背景に設立されて当時の十四市町村と県とで十億円の基金を作って、その運用益で地域振興を図るという一つの目的がありました。そのときはいろんな形の中で広域ということですが、これ市長にお伺いしたいんですけれども、このことを踏まえて、今広域連合のあり方が変わってきました。私はこの広域連合というのは大変大事な位置付けをしているんじゃないかなと思っております。例えて言いますと、この広域的にいろいろと行政間でやっております。消防もかりですし、し尿もごみも、いろんな形の中で広域でやっております。二箇月前の奈良新聞を見ますと、御所市と田原本町がごみの焼却場で連携を取るということで、新聞に載りました。内容を聞きますと、広域的に連携をすることによって、その従業員の約三分の一の補助金がもらえる。その残りの分に対しては、残りの二分の一が地方交付税で戻ってくると、こういう有利な形の中で広域的にやるということのような話も聞かせていただきました。とすれば、平成二十五年に広域化されるということ、これも当然そういう今の時代の流れからして広域になっていくわけですが、し尿に対しても、またごみに対しても、今後は広域的にするような考え方をやっぱりしていかななくてはならないんじゃないかな、一市でやるような時代はなくなって、やはり広域的にすることによって、より効率的、よりサービスの提供、より安くという、こういうことを踏まえて、南和広域連合という趣旨の下でそういうことも考えていかなければならなかったんじゃないかなと。また、今こういう形で制限されますと、何のために市町村長が集まってまた議長が集まって協議するのかと、今まさに市長はこの連合長やられております。そういうことの位置付けというのは市長の考え方で、もっと市町村にお声を掛けて、またするべきじゃないかと思っております。市長、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃったように、国の施策によって平成九年に南和広域連合は作ったと伺っております。一市三町十村その当時は合併してなかったのでも西吉野・大塔もそれぞれ入っておられたと思います。

そして国の施策によって行われたのが、一定の成果というんですか、一定の時期が過ぎたということ、昨年の三月でしたかね、また国の方から一応解散というような通達が参りました。しかしながら我がまちにおきましては、一市三町八村小さな村もございまして、この中で介護保険制度及び障害者自立支援制度に係る認定審査義務ということは、これはやはり広域じゃないとかなかなかできないという部分がございまして、同じ吉野郡の中

で運命共同者といったしまして、この部分を残そうじゃないかということで協議会を作ってやったらだないだということは、今の一市三町八村の中の決まったことでございますので、そういう方向で進んでおるといことですね。だから国によって作ったのが国によって昨年解散ということになったから、それに従ったまででございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 市長、私が言っているのは、国に従ってということよりも、今この行政間の協力というのは必要不可欠でありますし、財政的にもどの自治体も苦しいと、そういう形の中では今以上に広域的にやるべきじゃないかなと。特に今、五條市もみどり園の問題もあります。し尿やごみやいろんな形の中で広域的にするような指導を一市三町八村でやるべきじゃないかなと、そういう位置付けを連合長としてするべきじゃないかなということをお聞きしているんですけど、その辺の考え方は全くないということですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） そういう話は、今はしておりませんですね。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そうすると、そういうことはこれからの行政間、要するに自治体の協力はもうしなくて、五條市は五條市で単独でやっていくと、こういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） それぞれのやっぱり独立した町村でやっておって、そういうテーマは上がっておりません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） テーマは上がっていないというよりも、これからの行政間というのはやっぱり広域的にやるべきだと。

下市もごみに関しては、今度大淀町と、また今まで御所市ですけれども、今度は大淀に参画するという事も聞かせていただきました。いろんな形の中でやはり吉野郡と五條市、この広域連合の一つの中の位置付けとして、五條市がやっぱり主導権を握って、ましてその市長が連合長をやっているわけでありますから、その指導力を発揮して、より良い自治体の運営、またそういう形の中で連携をとることによってサービスの向上、そして市民に安く提供できるような考え方も持つべきじゃないかなと思います。今後、そういう考え方を持っていていただきたいと思っています。

次に三番目、行財政改革について質問させていただきます。市民の活力を生かし、より一層の市民サービス向上と行政経費の削減を目的として指定

管理者制度を導入いたしました。現在の指定を受けた業者に対し市はどのようなチェックをしているのか、また審査したときの整合性はどのように確認をしているのかお答え願いたいと思います。

これは各担当部長、今指定管理者制度をしている方の、担当課一つずつ簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（川村家廣） 檜内教育部長。

○教育部長（檜内成吉） 太田議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会関係におきましては、この十月から図書館、それから中央公民館が指定管理者として、していただいています。

中央公民館におきましては毎月、図書館におきましては毎月、月例報告をいただいております。

内容につきましては、中央公民館でしたら一箇月間の事業、どういうことをやった、あるいは職員の出勤状況等でございます。

図書館につきましても、同じような蔵書の関係、貸出しの本の冊数等であったと記憶しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 都市整備部から公園に関する管理状況の確認を報告させていただきます。

都市整備部都市計画課公園緑地係では五万人の森公園、上野公園、阿田峯公園の三つの公園を昨年十月から指定管理として管理させております。

その管理状況につきましては、主に業者の提案の中にあります自主事業につきまして、その運営状況、執行状況、それを確認しております。

五万人の森公園につきましては、業者のいろんな自主事業の提案項目がございまして、それにはセンターコアを利用したカフェレストランであるとか、特産物の販売であるとか、あとはそのフリーマーケットであるとかっていう、大きな今までなかったことをやっている分につきましては、職員立会いで一緒に参加したり、確認もしております。

上野公園と阿田峯公園につきましては、現運動施設を使用料金に基づき貸し出しておりますので、その確認、向こうの実績報告により毎月々の確認をしております。

以上でございます。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

私の生活産業部の方では、今議会に提案をさせていただいておりますが、五條市の大塔総合案内センター、そして大塔赤谷オートキャンプ場、大塔山村体験実習センター、大塔水車施設そして大塔ふれあい交流館、これらにつきましては、全て財団法人大塔ふるさとセンターでございます、この五施設。

これらにつきましては、当初は大塔村のときから進んでおりますが、五年経過、各毎年決算そして私も理事になっていますが、理事会で執行を精査してきております。

そして大塔天辻館、これにつきましてはこの四月に指定管理をさせていただきました。これについての報告も随時チェックをさせていただいているところでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田議員） 私はなぜこういうことを聞くかと言いますと、要するに公募をかけて、そして提案を見て総合点数によって決められてきたわけです。そういう形の中で今、月例の報告とかまた毎月の報告を受けているということを示されましたけれども、特に都市整備部ですか、ここに関しては提案されたこと、いろいろと業者が参入するときに提案されたことがあります。点数を上げるために、より市民サービスの向上とか、より安くコストを下げるとか、またエコとか、また環境に優しいこととか、いろんなことが対象になってきていると思うんです。そういう形の中でチェックをどのようにされているのかなということを私は聞きたいわけですが、例えて言うて森本部長、どんなことの提案の中でそれはチェックされているのかというをお答え願えますか。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

三公園の業者から出ておる提案の確認なんですけれども、我々の管理しております三つの公園といえますのは、自然の状態の山であるとか、グラウンドであるとか、そういうものの一体の管理しております。その中で業者の方で提案されておるのは、例えば人を集めるためにこうする、こういうイベントを打つというこの状態でありまして、今議員のお尋ねの中にエコであるとか、そういうものについて改善ということよりも、いかに市民の方々が今のままで多く利用していただけるという企業努力について確認等打合せをしておる状態なんですけれども、（議場に声あり）はい、チェックする中でも、そういう具体的な帳簿のチェックはもちろんいたしますけれども、利用状況についての大きな今までの利用状況を変えるということにつ

いての業者提案といえますか、それはさほど加味せずとも利用者がたくさん来てもらえますので、その辺の利用者が来るべきイベントについて、その確認はさせていただいております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 簡単に言えば、業者が提案したことをちゃんと明確にやっているかというチェックですよね。そういうことをきちっとやらなくてはならないと思います。当然それによって点数が上がって、競争をして、その点数のいいところが取っていくことですから、点数のいいところは良い提案をしたから点数も上がったということがありますから、それはチェックをしていかなければね。書くときはいいことばかり書いて、後はもう放ったらかしかよとなってきたら、これから公募されるやつは、より書きたいように書いて、あとは何にもチェックしなければ、そういうことになると、そこから提案するということは、よりいい提案を皆さんしますんで、そのチェックがちゃんとできるということは、今度はチェックリストを作って、これはほかの指定管理者制度に関することだと思いうんですけれども、そういうこともきちつとこれから明確にしていきたいと私は思っています。

それともう一つですけれども、上野公園が今やめるようになったと、広報に載っていますけれども、これに関してなぜこういうような形になったのかなど、契約、その規約ですかね、その中にそんな中途で、まだ来年度の三月まで多分これは残っていたと思うんですけれども、そんな中途でやめるような状況になったというのは、どういう状況になったのかなど、大変私は理解に苦しむんですけれども、もしこれがまかり通るとなれば、もうほかのも要らなくなった、その内容はわかりませんよ。要らなくなったたらほんだらもう私はやめますよと、簡単な形の中でこれから何もかもがそういう形に、状況になるんじゃないかなと、そういう形に至った経緯といいますか、簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

上野公園の指定管理の途中解除の話なんですけれども、上野公園は先ほど言いましたように、昨年の十月から二十三年度末までの期間で指定管理という事で与えておりました。

その中の今こうなった大きな要因はプールでございます。昨年十月に指定管理に渡した施設の内容は、主にグラウンドの維持管理でございまして、プールは入っておりますでした。基本的にその段階で五條市といたしましたは、プールは一時閉園ということを考えておったんですけれども、大きく考えた場合の市の構想と議員さん方の御提言で、プールは市民のためにいいやないかと、何らかの形で使えというふうなお互いの気持ちの合致の

とに、二十二年につきましては指定管理に加える日にちがありませんでしたので、直営でやりましたけれども、二十三年以降につきましては、現指定管理者に全体の指定管理をお願いしに行ったところ、当初プールというものは協定でもなかったもので、それとプールという人命を扱う部類について、責任の範囲といえますか、責任が持てないということも指定管理者からありました。けれども役所としても二十三年ですか、引き続きプールも入れての指定管理をお願いしたんですけれども、合意に至らなかったもので、業者からの途中の解除という指定管理の解除の申請に基づいて検討いたしました、受けた次第でございます。

最初の協定書の中には、この不測の事態といえますか、提案方の、募集方の指定管理制度に基づいて途中で解約するということは想定しておりませんでしたので、今の協定の中にはそういうことが踏まえておりませんでした。そういうことで指定解除となりました。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） ということはプールが原因でやめることに至ったと、まあこういう理解でよろしいですか。

そしたら受けたとき、プールは入ってなかったと、多分そのときは休園ということと、その当時はそういう形になったと思うんですけれども、それから私も質問したと思うんですけれど、セットのもんやということを私も言わせていただきました。これね、もしそしたらプールをせんたら、その業者は継続的にやれたわけですか。それをもうセットにしないと駄目というような、その辺の位置付けはどのような形やったのかな。まあセットでやってほしいということで、それを拒否した場合も別に継続することはできたんじゃないかなということが第一点と、途中の解除ということは、その今の要項ですか、その中では、契約解除というのは簡単にできるものなのか、そこらもちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 太田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

プールを指定管理者がしなくてもそのままできたんじゃないかとお尋ねだったと思うんですけれども、基本的に五條市も議員の各先生方からも上野公園の公園とプールは一体管理が理想ということでございましたので、前の質問の中で、私も基本的には一体管理を今後させていきたいと、そこで太田議員さんの質問の中に、これから先、現指定管理者がプールを拒否したときにどうされるんやという質問があったと思うんですけれど、そのときに私は指定管理者を替えてでも一体管理は理想であるというふうに申し上げましたので、このたび現指定管理者に一体のお願いをしておったんですけれども、それが成立しなかったので別指定管理者を選考の方向に今進んでおります。

それと、指定管理者の、このたびの十二月議案の中にもこういう事態が予測されることを想定いたしまして、公園管理条例の中に、途中で業者が解

約したことを踏まえて、その後の対応として一時的でも市が直営するというような条項を改正のために提案させていただいております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） まあいろいろと思うんですけど、よりスムーズにいくような形の中で、確かにプールというのは一原因でありますけれども、これは行政が一旦やめるという形の中で、ころころ変わったことが一つの原因になったと思うんです。やっぱり方向性はきちっと持って、また業者とも話し合える状況、これもしプールが入った場合、今の価格とかな、それと併せて果たして採算的に合うのかなというそういう一つの思いもあるんでね、そこらきちつとした形の対応をしないで、また次は受けなくなる可能性もあるんじゃないかと思います。そこらも一つの参考として今後はきちっとやっていただきたいと思います。

次にまいります。四番の農産物の普及宣伝活動について質問いたします。東京や大阪など全国各地で開催された各種イベントに積極的に参加し、日本一の柿を始め特産品の普及宣伝と消費拡大に努めたと書かれていますが、特産品の普及宣伝と消費拡大について具体的にどのような取組を実施したのかお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

市政報告に關していただきましたこの分でございます。日本一の柿を始めですね、東京・大阪を含めてPR、そして今年は平城遷都一三〇〇年、これにも参加もいたしました。いろんなイベントで柿を始め五條市の特産品また加工品、この販売の促進と、そして観光のPRを兼ねてさせていただいております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） いろんなイベントって、どういうところに参加したのかちょっと説明していただけますか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

具体的に言いますと、東京ではふるさと回帰フェアといいまして、いろいろ都市と農村の交流移住推進するような目的のイベントに行かせていただ

いています。

またこの農産物フェアとして、神戸の大丸で五條市の物産を展示販売させていただきました。

それと先ほど言いました一三〇〇年の関係を五條市の方でさせていただいています。

それ以外にも、関西国際空港でナンバーワンフェスタといまして、いろいろ特産のナンバーワン、我が五條市、柿生産ナンバーワンというそのフェスタにも参加しました。

そのほか松阪で、五條と松阪の友好関係の中で、氏郷まつり、この参加もしておりますし、この前に大和郡山市でありましたオート・フェスタの中の展示物産、これは今回初めて参加をさせていただきましたが、そういう形でいろんな機会にPRをさせていただいています。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） まあいろんなイベントに参加しているという、なんか私が県の方に聞いたら、余り五條市は乗ってこないというような話も聞きましたんでね、それはどういう意味で言っているかわかりませんが、県からのいろんなイベントとかいろんな形があると思うんですけども、そのいろんな課もあると思うんですけども、そういうことだったらどんな積極的に乗っていただきたいなと思います。

それと、私たちの地域活性化委員会で提言した大阪千林商店街との連携について、その後の状況はどうなったのか。まだきちとした明確なことは聞いていませんので、そこらちよつとこの本議会の場で説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

この九月の二十一日に地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会の中で提案をいただきました。それを受けて、十月の二十一日に商工会の会長、事務局長、私、担当課長と四人で現地の方へ視察に行かせていただきました。振興組合の事務局長にも出会って懇談をしてまいりました。いろいろ百円ショップをされた経緯とか、またその中でどのように商店街の活性化につながっていったとか、いろいろ聞かせてもらいながら、帰ってまいったわけですが、向こうでは、太田議員も行かれた千林ふれあい館、そこも見てきました。その中は、十五坪ほどある比較的町場では大きなスペースかなというように感じたわけですけども、まあその辺いろいろその情報を受けて、帰って来て、柿部会やら農協の果樹課、そこらにもいろいろ情報提供しました。そして商工会におきましても、今ワンコインショップというのも計画されておりまして、それも含めまして非常に有意義な研修

というか、現地視察になったわけですが、そこに情報提供した中では、今回は時期的なところもあつて参加はできなかったというのは結果でございますが、これは引き続き情報提供をしながら調整をして、今後販売促進につなげていきたいなど、そういうふうに考えております。

以上であります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） いろんな面で行政も関わって、協力し合ってたてたいたしたいと思います。

次に五番目、商工観光行政についてであります。まず企業誘致であります。条例に基づく優遇措置について、広報紙や説明会等による啓発活動を始め、関係企業等に配布するガイドブックの作成にも鋭意取り組んでいるところでありますと書かれています。今後説明会や啓発活動をどのように実施していくのか、また配布するガイドブックの作成はどのような進捗状況なのか具体的に説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

九月の議会で企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例ということで可決いただきました。それを受けまして、その後各県の機関、そして経済産業省の近畿の企業を支援する機関、いろいろ情報提供または市がこういう独自の優遇措置を作ったということの相手様に対する説明、そして五條市の取組をいろんな企業に紹介していただきたいということもさせていただきました。

また市内の業者に関しましては、五條市雇用対策協議会というのがございます。その中の、研修会でこの制度を説明させていただきました。既存企業の増設とか移設が対象になりますので、広報五條はもちろんですが、商工会の方にも商工会便りに載せる等、併せて商工会の方でも来年早々に研究会をという形で、説明もしたいということをおっしゃっています。

いろいろ企業誘致、これは非常に大事なことです。定住人口を増やすということも含めて取り組んでいますし、またガイドブックについては五條市だけの制度を載せるというよりは、五條市の独自の優遇制度中心ですが、国・県の制度、そして市の観光部分も併せたガイドブックを今製作している最中でございます。これができ次第、当然それを持っていけますが、まずは九月の議会に議決されてすぐに対応をさせていただいておると、そういう状況です。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今説明いただいたガイドブックに関しても、これはやっぱり有効にできるような形の中で、そのガイドブックによっては、より有効に使えると思いますんで、そこらは慎重に、また企業が見て本当に喜ばれるような、また関心を持つようなガイドブックを作っていたきたいなと思っています。

次に六番、みどり園の大規模改修事業についてであります。みどり園の大規模改修事業でありますが、本年七月に二号炉の改修工事が完了し、現在一号炉の改修工事を行っているところであると書かれていますが、一号炉、二号炉の改修工事に係る経費の金額を教えてくださいと思います。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）太田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

各施設でございますが、一号炉、二号炉という形、炉は二つでそういうことでございますが、大規模改修ということで、一つとして全体を捉えて契約をしておりますので、全体額につきましては四億三千二百八十九万九千五百六十七円の契約金額でございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）では、このみどり園に関わる北山地区・西久野地区・越替地区ですか、に対する負担金ですが、年間に払う金額は幾らですか。教えてくださいいただきたいと思っています。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

全体で五百二十万でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）これ、みどり園ということは今移転問題が取りざたされておりますけれども、これ二十一年、二十二年、二十三年を掛けて炉の改修ということ、合併特例債を使ってその当時約六億円ということになっていましたけれども、約四億三千万ですか、これね、移転するのにこれだけのお金を使っているわけですね。二号炉を改修して、今一号炉をやっているわけですね。これ最終二十三年度に出来上がるわけですね、終了が。そうすると、本当にこれ移転と並行して、炉を四億三千万も掛けてやって、もったいないなあというような感じが実際するんですよ。正に計画はずさんすぎるんじゃないかなと私は思っておるんですけれどもね。実際、これ部長ね、本当に移転すると市長は明言されていますけれども、そしたらこのお

金っていうのは一体どのような形になるわけですか。無駄にはならないわけですか。当然最終的にもし移転をすれば、あそここの地区にある施設は全て処分するというような形になっていくと思うんですけどもね、せっかく四億円も掛けたもん、もう次わかっているにもかかわらず、まあ言うたら家を引越しようと思っている者が、ちよつとここだけ直しておこうと、ちよつと風呂直そうかと、こんなずさんな行政って、部長おかしいと思いませんか。やっぱり計画に基づいて、まあこれは市長のずさんなやり方が根本的におかしいと思うんですけれども、本当に移転するとなるんやったら、こんな四億三千万も炉をね、炉って大体どのぐらい持つ、期間というんですかね、炉を改修するまで、何年ぐらいの耐久年数があるわけですか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

この大規模改修でございしますが、焼却炉については大体十五、六年、これが一つの炉の更新といえますか、そういうのはその期間にやってきて、一番大事な部分でございしますが、それをまずしないと、それに波及しているんなものに修理がかさむということになります。

それと、いろいろ無駄にならないかということでございますけれども、地元との協定の中で良好な環境を常に維持するというのが一番の覚書になっています。またこれをおろそかにしますと、ダイオキシンとかいろんな問題に波及しますので、修理の必要性というのは認めていただいて、二年前に契約させてもらったと、そういうことでございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） これね、部長そら当然地元の良好な関係を保つのは当たり前の話ですけど、二年前といったらもう吉野市政が始まっているわけですね。それで現在もう移転するってどんどん進めていますけれどもね、その当時からそういう考え方の下に市長は動いているわけです。そやから地元との良好な関係を保つためには当然それは正しい話ですけども、ただ短期間でこのお金がまるつきり無駄になってしまふということを私は懸念するわけです。やっぱり市民の税金ですから、そこら有効な形の中で、私は、中身はわかりませんよ。一号炉、二号炉、これ二つありますけれども、一つだけを完璧に直して、一つだけを予備として置いてくとか何らかのそういう検討はね、できなかったのかなと。これ不備があるということ。二つの炉を直していますけれども、ばく大なね、百万や二百万の話じゃないですよ、実際の話。それを四億三千万も掛けてやっていって、それがもう二十三年度まで、まだ工事をやっているわけですよ。来年終わるといふ、その間には移転問題がどんどん進んでいくというこの形の中で、もうちよつと行政として計画性を持ってやるべきじゃないかと私は思っています。

そこら市長の見解、お聞きしたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、あとまだ頼んだらどないやと、五十年いけるんやでと言われた太田議員から、このような質問はいかなものかなと、まず私は思いましたですね。

そして、今修理しておる、あと五年で、あと十年やからそれまでの間だけの、量り売りみたいなもので修理してくれと、これは言えないわけですね、やっぱりその辺の連結した修理も全部してしまわなければならない、あつせんとか言いますけれどね。そういう中で、また皆様方に慎重に予算も審議していただき、そして御承認いただいたやつを今やっておるということでございます。そういうことでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 私は継続した方がいいと、存続してほしいということは常にこの間から言わせていただいております。ただ、計画性のなさでこういう形になっているんじゃないかなというのを私は訴えているんです。二年前からこういうことの話があれば、もっと考え方の方向性も考えていくべきやったんじやないかなと。その当時二年前からこの話はありましたけれども、修理ということになったら、地域の住民のことを踏まえて修理するのは当たり前ですけれども、移転問題ということも踏まえてね、どうするかということのやっぱり行政として正しく導く方向性をやっぱり明確にすることによって、財政の厳しい状況の中でどうしたらいいのかということを考えるべきだなと。

私は常に思っています。継続していただきたいなど。ただしこれは三地区の問題がありますので、やはり市長が自ら足を運んで、まだ一回も行ったことがないと言っていますので、そこらを踏まえて、再度これだけ三年間を掛けて四億三千万ですか、掛けているんだから、再度お願いに行くということも踏まえて、これからの一つの課題としてやっていただきたいと思います。

次にまいります。

七番の南和医療について質問いたします。南和医療についてであります。内吉野保健所に南和医療圏の公立病院に関する協議会が設立されたわけでありますが、病院の運営形態、必要規模など更に具体的な協議が進められる予定と書かれています。市長はこの県立五條病院の方向性をどのように考えているのかお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の南和医療について自席から失礼をいたします。

南和地域の病院として公立の三病院である、県立五條病院、町立大淀病院、国保吉野病院があります。それぞれ患者の減少、医師、看護師の退職、診療機能の低下、これによりまた患者が減少するという悪循環の事態が発生しているのが現状でございます。

このままでは三病院とも共倒れと地域医療が崩壊するというふうに思われます。そのような共通認識を持っていたら、本年七月南和地域の一市三町八村と県が南和の医療等に関する協議会を設置し、南和地域の医療提供体制をどのようにしていくべきかと、あるべき姿を検討しているところでございます。

検討に当たっては、三つの救急病院と二つの後方支援病院に役割分担を行い、体制を再構築することとしております。

内容としては、三病院の運営形態、三病院の医療機能と地域との連携のあり方、受益と負担のあり方、拠点病院と後方支援病院の場所、住民への説明とコンセンサス形成について市町村や医療の関係者による議論が行われているところです。

最初に申し上げた一つの救急病院と二つの後方支援病院を造るという基本的な出発点と、今申し上げた五つの点について結論を出すということについては、関係市町村との間で既に合意をされているところでございます。

また、十一月には南和の医療を考えるシンポジウムを開催し、住民の方々に南和の医療の状況について説明を行いました。今後のスケジュールとしては来年二月中旬をめどに、南和地域の医療体制のあり方、検討案を提示し、協議会で議論していく予定でございます。

これらの議論を踏まえ、危機的な医療状況を一刻も早く解決するため、来年六月には南和の医療体制のあり方について協議会において関係市町村及び県で合意すべく協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 基本的なことを市長はお話になる、私は市長の考え方をお聞きしたいと、今基本的なお話ですけれども、まあ簡単に言えば拠点病院、救急病院そして後方支援病院ということで、そうするときに五條の県立五條病院をどういう形に市長は考えているのか、そして検討案を今後出していくということですが、他市は別として、五條市としては、市長の考え方ってというのは、どういう形の理想像というのですか、五條市長としての対応を求めていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 当然五條市の市長といたしまして、五條市に医療体制ということが一番に考えていきたいと、ただ県立病院というこの現状、吉野郡の医療体制という現状、そういうことも勘案しながら考えていきたいと、そのように思っております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） ということは、拠点病院とか救急病院とか後方支援というこの位置付けがもう示されております。どれを取るかということになってくると思うのですが、一つは五條市には市立病院がありませんので、県立でありますけれども、そのことを踏まえて市長はどういう考え方でしようか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は常々申しておりますね。今度の病院は人を診る病院でございます。五條市が吉野郡全体の中で、相当な人口の割合を占めております。拠点病院は当然五條市に置いてしかるべきだと、そのように考えております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 今の言葉、拠点病院と、拠点病院ということは市長、要するに手術をする場所ということですね。後方支援というのは手術した後、入院されてリハビリするところ、拠点病院ということは基本的には手術をするところという、そういう人の多いところですから、手術をするような拠点病院が必要だということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 拠点病院は拠点病院でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） わかりました。市長の考え方は、拠点病院を五條市としては示している。これは市長の一つの考え方ですので、これは議員ともいろいろと協議をされて、一つの考え方ではなくて、より市民の皆さん、また議員の皆さんにもそこらも踏まえて考えていくべきだと私は思っていますので、それは協議を持たれるまでに、来年六月ですか、県に示す前に、検討案をする前に議会とも話し合い、その上で最終決定をしていただきたいと思いますけれども、市長の考え方は拠点病院ということの位置付けということで、わかりましたので、次に入らせていただきます。

○議長（川村家廣） 太田議員に申し上げます。太田議員の一般質問の持ち時間はあと三十分となっております。

○五番（太田好紀） 次に、新金剛トンネルについて質問をいたします。

当地と大阪南部間を結ぶ道路の必要性和機能について、国の調査が行われたところでありますと書かれていますが、その調査内容と結果を詳細に教えていただきたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの太田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

国で行いました調査、二十一年、二十二年の二箇年にわたりまして、国直轄で調査を行いました。最初に申し上げます。結果というのは、まだ国の方からいただいておりますけれども、やるべき内容につきましては、奈良県中南和、南部地域、そして大阪の南部地域に対する現在の流通経路、物流、人の移動を基本にし、これを変えることによって、どういう効果があるか。波及効果があるかということで、両府県にまたがります今の生活基盤を基にした調査をやったというふうに聞いております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） またその調査結果を基に、道路ネットワークの強化について更なる調査が実施される予定と書かれています。更なる調査とは国がするのか市がするのか、またその内容はどのような形なのか、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 失礼して質問にお答えさせていただきます。

更なる調査というのは、実際にやるのは国でございます。その内容につきましては、まだ国の方から何をするのかは聞いておりません。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 五條市側、そして大阪府側の河南町、この間行かせていただきました。内容としてはほとんど五條市とは協議はされていないと。去年に一回来たただけということで、細かい調査は何も。国が調査をするということですけども、本来奈良県、そして五條市、そして大阪府、そして河南町という、お互いの合意形成の中で、進めていくのが本意だと思いますけれども、九月には補正予算の五百万は否決しましたけれども、まだ向こうとも何の話も、きちっとした形の、何の話もしていませんという中で、どんな形で進んでいくのかなという思いがあるわけです。だからそういう形の中で、一つ市長にお聞きしたいのですが、市政報告と議案説明の中で、市長が読んだ文章と書いていない部分があったわけです。総務部長、これ誰が作ったのですかね。これは誰が作るのですか。……作ったものを議員の皆さんに提示されたと思うのですよ。藤富議員も昨日質問されました。

けれども、文章のない部分があったのですよ。それは誰が付け加えたわけですか。そこらが理解がね、私らこれを読んだ中で、その部分だけが抜けていたので、なんで抜けていたのかなというこの思いがありますので、そこら答弁を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 国によっての事業費だということだと思いますけれども、それは始めからそのとおりでございますよ。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 一つはまず、これが出てくるときは、この文章によって私らはあれするわけですけども、追加した文ですよ。追加した文章は、当然工事は国の全額負担によって行うということも強く要望活動していきたいと思っておりますという言葉だけが追加されているのです。これは抜けていたわけですね。抜けていたから追加したのですね、市長。……印刷ミスですか。……印刷ミスですか。わかりました。（笑声）となれば、九月議会に市長、私は質問しているわけですね。そのときに市長は、これは市のお金でやっていくと。九月には五條市の過疎地域自立促進計画が示されました。平成二十年度から二十七年。当初これが出てきたときには、新金剛トンネルは載っていませんでした。急ぎよ議会前に、またすり替えて出てきたのが、この新金剛トンネル整備事業二十二年度五百万、これは否決されましたけれども、二十三年度二千万、二十四年度一億、二十五年一億、二十六年度二十億、二十七年二十億、これが示されたわけですよ。そこにまして市長は、皆さんの前でどう言ったかという、市でやって料金を取ると、そこまで市長、明確に言っているのですよ。収入が入ってくるんだと。ころころよくそれほど変わるんだと。市長、現実に九月にはつきり言っているのですよ。市長。そして有料にして市でやることによってお金が入ってくると、昨日の藤富議員の質問の回答では、国でやると。そして市道に関しては市のお金を使うと。こういうお話がありましたけれども、私はそれが本当に正しい言葉だと思っております。九月には自ら市長、言っているのですよ。市でやると、有料道路にしてそのお金が入ってくるんだと、明確に市長が言っているのですよ。今になったらころつと変わったのか、また市政の報告の中にも、私らがもらった文章以外のことが、今当然工事は国の全額負担によってということを示された。結局ころつと考え方を変えたということ、理解してよろしいでしょうか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の質問にお答えいたします。

先ほどこちよつと答弁を忘れましたが、千早赤阪村、また河南町ですか、私の方に頑張ってくれと、向こうから来ました。（議場に声あり）これさっき忘れたんです。このトンネルに関してのことでございます。それだけちよつと言うときます。（議場に声あり）

それから私は基本的には、大きなお金、国であげてもらいます。今の調査費も全て国から出していただいております。ただ市といたしましては、市道へのアクセス道路、これは国ではしていただけませんね。またトンネルをという看板も国は作ってくれませんね。パンフレットも作ってくれませんね。市でやっぱりするべき部分はございます。

そして、これからの課題でございますね。どの部分を有料道路にできるのか、これは市道の部分はできるといこともございます。全国にもたくさんございますね。そういう部分を、知恵を絞って、五條市の財産として考えていきたいと、このように思っておりますので、（議場に声あり）……まだ続いていますよ。いろいろそのときによって訂正もする、これは議会においても修正案をするのと一緒ですから、君子正しきをちゃんとすることですね。そういうことでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） ということは、九月議会から方向転換をしたと、こういうことでよろしいですね。九月議会では市でやるということで、過疎地域自立支援計画、過疎債を使っていると、市長がはっきり明言していますから、それを当然できないことは、そのとき議会はみんなできることないというのに、「やるんや。」と言って市長は言ったことですから、やっと今理解した。三箇月もかかってやっと理解したということで、よかったと思います。これ事実。そやから、（議場に声あり）言うてませんと。そしたら部長、市長が言うているけれども、正直に訂正してください。市長では、認めませんし、九月に言ったことをまるつきり論外の話になっていますので、九月にそういう話をしているのに、議場で言っているのだから、これは今の議会において修正すると、要するに国の財源ですということ市長も言うているのだから、そこら方向転換をしたということで、部長よろしいですね。

（議場に声あり） 最初から……、最初からそうでしたか、部長。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの太田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

このトンネル計画につきましての方向なんですけれども、我々も昨年七月に一市三町八村の長たる者が寄りまして、（議場に声あり）その時点から、このトンネル構想の大きな方向は国に頼るべきじゃないと、市ですべきところは市ですすけれども、トンネル構想の全体につきましては、国に頼らざるを得んという方向で進んでまいっております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） （笑声） ちょっとマジで言うてるの。それ。（議場に声あり）俺はね、こんな面白いんですよ。方向転換して国でやってもらう

ということはいえ、九月議会ではつきりと言っているでしょう。過疎計画にもこうして載せているでしょう。何のためにしたら部長。これ自分とかが管轄でしょう。……これは誰が管轄になるのか。（議場に声あり）そういう形で出したのでしょうか。それもすり替えて載せたのでしょうか。（議場に声あり）いや、これも全然載っていないやつを九月議会で、議会前にすり替えてこの部分だけ載せてきたのですよ。まあほかの部分もありましたけれども、ね、当然市の過疎債でやるということで、六年間で四十二億二千五百万を使うと、ね。示してきたわけですよ。市長も有料道路にしてお金が入ってくるんだとはつきり言っているのですよ。今そしたら自分の担当と総務部長の担当と都市整備部の担当の食い違いですか。自分らそのすり合わせをまるつきりしていないということ。森本部長も当然九月議会にはここで座っていて当然聞いていたでしょう。市長、そういうことを言いましたか。国でやるということを言いましたか。（議場に声あり）いやいや、総務部長ね、こんな形でして、九月にここまで、まして五百万補正予算を組んできたわけですよ。否決はしましたけれどね。当然市ですということ、やってきて、その五百万がここにも載っているわけですよ。それが否決されたわけですよ。二十七年まで六六年間で四十二億二千五百万しますよ。議会はそんな過疎債でできるわけないよということにもかかわらず、ずっとこうしてやってきて、今になったら、国やでと。ころと方向転換するって、もうむちゃくちゃですよ。森本部長、よくわかりました、あなたの性格。（笑声）そんなこと、堂々と九月議会のこと言うのだから、よくこれから肝に銘じてやらなくてはならないけれども。総務部長、だからね、私はこれだと思ふのですよ。国でやるということです。市でできることがないのですから。そやけど九月に言ったことがもうころとね、これも九月に無理くた載せて、今になったら市政報告の中には、また付け加えて、議員に配っている文章の中には載っていないわけですよ。こんなでたらめなやり方で行政やっていけないですよ。総務部長、もうちょっと市長に対して指導しなければ、ころころ、担当部長もみんなこれで振り回されているのじゃないですか。そこらも踏まえて、今後やっていかなければ。ただ今言ったように、（議場に声あり）はい、市長、正解ですよ。その方向でいいんですよ。市でするようなね。そういうことは九月で駄目と言ったことを方向転換してくれたことに関しては、私は正しいと思います。（「最初から」の声あり）こういうこと、でたらめなこと、議事録にもちゃんと載っています。歴然と過疎計画の中にこうしてちゃんと明示してきて、九月には五百万の補正もあげてきています。それも載っていますよ。それでもまだこんなことを言っているのですから、（議場に声あり）総務部長、全然理解をしていないので、もつと指導するべきだと私は思っています。

そういうことで、なんぼ話しても議論になりませんので。ただ今言ったように国でするということで、私はいいと思いますので、（議場に声あり）そういうことは二転三転ころころ変わるの、それは結構ですけども。総務部長、そこらね、よくこれからころころ変わって振り回されないように、やはりきちっとした形の中で方向性を導いてやっていただきたいと思います。

次にいきます。

消防庁舎建設についてありますが、現在、議会と市長の考え方が違い、平行線のまま時間が過ぎていきます。市民の生命と財産を守るという大事な問題でありますので、市長は消防庁舎建設についてどのように進めていくのかお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の質問にお答えいたします。

まず平成二十五年四月の奈良県消防の一圏域とした広域化までには当市の消防庁舎の建設を終えておきたいとの思いに変わりはございません。やはり当市の主導権でもって最適な建築場所を決定し、実行することが当市にとっても最良であると考えます。その最適な場所については、以前から説明しておりますように、県立五條病院との将来的な部分での関係を意識したものであり、南和公立三病院の医療連携に關係すると思慮しております。

次に合併特例債に關係する事項であります。事務方にも確認したところ、消防庁舎の本体工事の着工が平成二十六年途中に行われていれば合併特例債を起こすことができるとされております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） あかね、市長、私はもうずっとこういう形の議論をした中で、市長と議会が平行線のままだということで、今市長が言われたように、合併特例債が二十六年までということになっています。もう期間がありません。そして今十津川の消防も受託されました。そしてトータル百人という形の職員数になりました。その中で、当然今の庁舎ではどうにもならないということで、大塔の方の分署の方にも人を当然行かせて、それ以上に行かすことになっているということも聞いております。そういう形の中で、市長、こんな生命と財産を守ることと妥協する点はまるつきりないのですか。

そしてもう一つは、県立五條病院との連携ということで、今三病院のことも議論されていますけれども、この病院の位置付けという形の中で、別に消防署を丹原にもって行かなくても支障はないと思いますし、また今井で四億円も投資したところの土地に関しても、もし利用価値がなければ、不良債権になってしまうと、そういうことを考えたときにやはり早急な対応を求められている、また生命と財産を守るということを考えれば、市長、当然早急に議会との調整をしながら進めていくべきだと私は思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 消防庁舎は大変重要な建物だと思っております。

ただ先ほど申しました南和医療の基幹病院としての位置付け、それも考えていかなければならない。そして今井地区におきましては、東中と百メー

トルくらいしか変わらない。そして将来において、ヘリポートということになれば、上に高圧線もある。また通学路である。そういう中で、子供の教育環境を守ると同時に、南和基幹病院をできるだけ五條に置いておきたいという意味合いもありまして、五條病院の近くに建てるのが望ましいと、そのように思っているわけでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 太田議員に申し上げます。一般質問の持ち時間はあと十分となっております。五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 市長、そうするともう今の考え方では、丹原、それ以外は考えられないという考え方です。それだけ聞かせてください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は、五條病院との関連を重要視しております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 丹原ということですね。議長、再度。私は丹原でいいのかと聞いているのです。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 五條病院を基幹病院で残すというような重要性を持って、今の位置がいいと私は思っておるということでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） ということは、要するに丹原で変える意思はないということですね。わかりました。

次に進ませていただきます。

衛生センターの建て替えに伴う周辺環境整備について質問します。厚生建設常任委員会で市衛生センターの建設と並行して実施される周辺の公園整備事業に伴う構想案の写真図面が示されていましたが、その中には民間会社の土地も含まれています。他人の土地を勝手に図面の上に載せるのは大変理解に苦しみますが、その会社には了承、または用地交渉も開始されているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まずその土地の所有者についての了解、若しくは調査というものは今現在やっております。

そしてその他人の土地を勝手に書いたという、お尋ねなんですけれども、地元の方々の要望に基づきまして付近の地形図、航空写真等を利用いたし

まして構想的なものを書き、これを地元の叩き台にするべき準備の資料でございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 地元の要望があったからといって、勝手に人の土地のところを入れるというのは、いささかおかしいんじゃないですか。ある程度の了解とか、まだ別にこの周りには公社の土地以外にも別に建物が建っていないところも多々ありますよ。田んぼもあれば、また砂利採集の跡もありますよ。それをわざわざこんな会社のところを多目的広場とパークゴルフ場ですか。かかるような、これ何か意図があつてやっているのかなと、私は思うのですけれども、ただ昨日の藤富議員の質問の中では、市長からの答弁では、倒産している会社やということを言われましたけれども、市長、それはそれでよろしいんでしょうか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私が別に名前も言うてませんね。その辺を藤富議員がおっしゃったと、私の理解のもとに藤富議員が、じゃああの周辺がその民間会社を助けると、助けるためにかと言うたからね、じゃ逆に反問権はございませんが、そこ違つたらどこの会社を指差して言われたのですか。私は藤富議員のおっしゃった会社と私の思いの会社が一緒だと思っただけのことですね、だからもし一緒だったらそこはもう倒産しております、助けるということからは逸脱したことですよと、そのように言うただけであります。だからほかにあつた違うところを言うておると言うのだったら、私の思い違いでございました。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） これね、ちょっと理解に苦しむのですが、大谷さんの新聞の中の図面を見ているのですけれども、倒産した会社ってどこにあるのですか。わからないのですけれどもね。公社にかかっているところが一社ありますよね。民間会社が三つあつて、公社用地のところに一つの土地がかかっていると、倒産した会社ってどこを、この地図の上で示しているのか、市長、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 昨日の、では藤富議員が何をもってその周辺と言ったのか。それをお示ししたら私もあつそこかなということとはします。（「そんな関係ないですよ。私の言うていることで答えていただきたいと思います。」の声あり）

いや、先ほどから言うとおりでございますよ。藤富議員がね、そういうようなことを言うたから、私は藤富議員の思いと同じようなところかなと思

ただけのことでありまして、いや、それだったら藤富議員がこの会社を指してつぶれかけているところを助けようと思ったのところがうかというたこと、ですね。そういうことですよ。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） これね、この中身かって別に倒産した会社とは全然関係ないですよ。部長、わかるでしょう。これ倒産した会社って、なんか関係していませんか。していないでしょう。だからそんな生きた会社のところをなんで、ほかに土砂採集したところもありますよ。今いろいろと地域住民から来ているのは、わざわざ衛生センターと引っ付けてなかったらいけないという、そういう何かがあるわけですか。別にその地区に、川端地区に対していろんな要望の中で、今言うたように、パークゴルフ場とか、フットサル四面が出てきていますけれども、これは間違いなく、それは衛生センターの横に建てなくてはならないという、なんかそういう根拠があつて、こういうことを示しているのですか。部長。

○議長（川村家廣） 都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず大谷議員さんの新聞なんですけれども、この内容については、私は…、この記事についての意図することは、私はわかりません。

この図面の中に、二十二年度の当初予算いただきました二百五十万を使いまして、基本的に公社の四箇所に点在しておる土地の必要性、有効性、活用性を基本的に考えまして、その中で、一番大きく広さのあるところを基準に地元の方の要望を入れました。そして環境の周辺整備ということですので、基本的に衛生センターから離れていけば周辺という言葉から逸脱するという可能性もありますので、衛生センターの周辺という形を基本に一つの施設、構想を描いたときに一番大きな公社の土地とそれと必要な部分についての横に対する構想図面を先日の委員会でお話させていただいたわけでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田議員。

○五番（太田好紀） となれば、今の部長の考え方は、この会社が三つありますけれども、三つとも周辺整備ということ、要望から言うたら、この三つを買わなあかんというような、そういう解釈の言い方になりますよ。

それと、大きい広いところと言ったって、別にこと違っても別に逆の北側もありますよ。公社を隔てて北側にもありますよ。そやから地元要望という形の中で、今自分が言ったことを示して考えると、この会社三つ、ほんだら今の話やったら、それを買うように何か意図があつてやっているんですか。ただ一番最初に言ったように、このパークゴルフ場という位置付けの中で、厚生委員会ですされた図面の中には間違いなく一つの会社が含まれ

ていますよね。地域住民の声だからといって、勝手に了解も得ず、話もせずに載せるということはいささかおかしいのじゃないですか。逆に言えば、誤解を招くこともあるでしょう。当然この土地を買うような前提になっているのかという、そういう話はうわさになって広がっていますよ。だからこんな別に生きた会社をするよりも、近くに田んぼもあれば、砂利を採取したところも、北側にありますよ。なぜここをせなあかんという、そういう根拠が、まして会社にも声を掛けてないというのはね、余りにも行政って怠慢じゃないですか。そんなこと、生きている会社のところ、お前のところ立ち退きやという図面ね、会社にも知らない言うてね。やるということ自体が根本的におかしいんじゃないですか。無責任ですよ、それだったら。そこと何か癒着しているのですか。部長は。そうなるでしょう。今の言い方だったら。もうこの会社三つとも。いや地域の住民の声を聞くという、そこしかないといえばそこじゃないでしょう。そういうふう to 受け取られますよ。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）今の太田議員さんの御質問なんですけれども、そういう意図も何もございません。我々はまだ地元に対して地元の言われる一つの施設、パークゴルフならパークゴルフ、この施設を点在するパークゴルフというのは利用面から考えられませんが、とりあえず一つのかたまりという形で絵を描いて、これがまだ地元にも見せておりません。地元の方々が要望はこれじゃなかった、こんなやというふうな、まだ打合せ、すり合わせもしておりません。その中で、これがあたかも決まったかのような、これで民の土地、民の方、公社を使いきるというふうな話にもなっておりませんので、計画段階という、その計画段階まで来ていない状態のうちの構想でございます。（「最後、一回だけで終わらせてもらいます。」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）そしたらね、計画段階やというて、ちゃんと図面の上に一つの会社が載っているわけですよ。それなのに会社にも了解も得ていない、勝手にして、そんなことをすること自体がおかしいのじゃないかということなんです。誤解を招くようなことをしているのじゃないかということです。だからそういうことのないように、徹底してやらなくては誤解を招くようなことがあってはね、地域住民と話し合う中で、そんな話が先行してしまつたらなんか建て替えよりも、なんか環境整備の方が主軸になつてしまつて、どうなっているのか実際のところわからんような状況になつていますよ。

藤富議員の昨日の質問もありますけれども、そんな形の中で、もうちょっと行政として、また担当課として、人のところの会社の図面を載せるというふうな無責任な、それも声も掛けていないって、そんな不適切なことをすることはやってはいけないと思います。もうちょっと慎重に、考えてやっ

ていただきたいと思います。言ったことは責任持つてくださいよ。先ほどの新金剛トンネルのこともね、ちゃんと明確に自分の言ったことは責任を持つてこれからは対応していただきたいと思います。

そしたら終わらせていただきます。

○議長（川村家廣） 以上で五番太田好紀議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（川村家廣） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄質問席へ〕

○十四番（大谷龍雄） それでは議長から発言の許可をいただきましたので、通告順に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず一番、吉野市長による議会及び市議会議員への事務事業執行に関する資料の提出の制限についてでございます。

議員の皆さん方も理事者の皆さん方も御存じのように、五條市政の役割は地方自治法第一条の二に明記されております。その内容は地方公共団体つまり五條市は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするということになっております。この中の福祉というものは、私は市民にとって必要な全ての仕事、そして教育・医療・福祉・交通そして農業・商業、全てを含めた福祉という表現で表しておるというふうに解釈しております。

そしてこの目的を達成するために、市長及び理事者の権限は地方自治法で議会招集権、予算、議案の提出権、議会で可決された後の執行権、一部専決処分はありますけれども、その他細かくいろいろあります。また議会の、市会議員の権限は御存じのように、議案の議決権、選挙権、検査権、調査権、人事に関する同意権、意見表明権、自立権等々あるわけですね。そして市会議員がいわゆる個人に与えられている権限は、発言権、そして条件が

整わなければいけませんけれども、議案の提出権、そして説明資料の提出要請権等々も市会議員には与えられております。こういった双方の権限の下で、基本的には市長が提出した議案を審議して、そして市会議員の判断で可決、否決ということを選択しなければならぬわけでありますけれども、そのためには、予算や議案に対する関係する資料はやはり提出されなければ、市会議員は判断ができないわけですから、議案、予算に係る説明書を市長及び理事者は提出しなさいと、こういうふうな地方自治法ではなっております。その法律の根拠を明らかにしますと、地方自治法第百二十二条長の説明書提出というところで、普通地方公共団体の長、つまり五條市の市長は、議会に第二十一条第二項に規定する予算に関する説明書、その他当該普通地方公共団体の、つまり五條市の事務に関する説明書を提出しなければならないとなっておりますね。

もう一つ、いわゆる地方自治法第百十一条では、普通地方公共団体の長、五條市の市長は、五條市にあっては、二十日までに当該予算を議会に提出しなければならないと、こうなっておりますけれども、いつから二十日前までかということをし上げますと、いわゆる毎会計年度予算を調整し、年度開始前、二十日前に議会の議決を経なければならない、この場合においてということですね。

そして第二項には普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならないとなっておりますわけですね。この第二百十一条の二項というのは、どういう内容かと言いますと、地方自治法施行令第百四十四条予算に関する説明書の中で明らかにしております。つまり地方自治法第百十一条第二項に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次のとおりとするということで、一、歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与費明細書、継続費についての前々年度末までの支出額、前々年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予算額並びに事業の進捗状況等に関する調査、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前々年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予算額等に関する調査、もう一つは、地方債の前々年度末における現在高並びに前々年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査、そしてもう一つはその他予算の内容を明らかにするため必要な書類、こうなっているわけですね。だからこういう法律に基づいて昔から予算、議案に対する説明書が提出されてきました。その第一番の見本は、今年三月議会に出された一般会計の予算書ですね。この予算書に対する説明書というのは別についているわけです。そして同じ三月議会に出された特別会計の予算書に対しての説明書もついていきますね。この根拠法律は、私が今明らかにしたこの法律に基づいて出さなしかやあないから市会議員が請求しなくても出ておるわけですよ。だからこの法律から言えば、もっといろんな議案予算に対する説明書を理事者は出さなしかんわけですね。

ところが今年の三月議会で塵芥処理費、測量業務委託料三百八十四万、新施設設計基本構想と策定業務委託料三百万、これが上がってきました。こ

それは六月議会でも上がり、九月議会でも上がり、いわゆる妥当な理由で否決されているわけですからね。三月、六月、九月のこの議会でも市長が上がったその議案に対して議員の審議の中で、これは新しいごみ焼却場とバイオマス施設を含めたやつやけれども、大体どういう構想の内容かということをお各議員が、私も議案審議の中で質問しておるわけですね。しかし具体的なことは答えられないということで、三月も六月も九月も答えていないわけですね。

ところが、今年の十月の吉野市長が主催したバイオマスの学習会に参加しました。そして、十月三日に開催しましたね、吉野市長、中村講師のもとで。そのときに参加者は市民を含めて五條市バイオマスタウン構想書というのが渡されておるわけです。策定は二月十七日にやっておるんです。これをまだ五條市の市議会議員さんに全部渡してないんですよ。私も議会でもらったんですよ、この十月三日のときに行って初めてもらったんですよ。それなのに、先ほど明らかにしたように、三月、六月、九月の議会でもらったんですよ、この十月三日のときに行って初めてもらったんですよ。具体的な構想を言いなさいと言っても、わからんということに答えていないのです。答えていないのに、市民の皆さん方に構想書を渡していますんですよ、これ。こんなもつと、市民の皆さん方にも渡さなあかんけれども、測量業務やら設計委託料のその予算が上がったときに、市議会議員の皆さんに渡さなあきません。現在でも渡っていませんやろ、これ。

もう一つ、滝町、南阿田町の皆さん方が、いろいろと苦労してこの問題にも対応してくれています。その中で、六月議会以後、議会が否決した後でみどり園から渡していますね。滝町、南阿田町の皆さんに郵送。ほんだらこの中に、大体の構想として書いていますやないの、これ。新しい施設は、現在みどり園にありますごみ処理施設に、熱回収施設をプラスすると、いわゆる発電施設ですわね。粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ、最終処分場、水処理施設、管理棟、駐車場、調整池、今みどり園にあるやつをそのまま、新しく決まった場所にも造るんだと、中には発電施設がプラスされまされども、それと同時に、バイオマス施設の関連では、木質ペレット製造施設、バイオ燃料製造施設、木材関連施設、ソーラー発電施設、議会の中で大体答えなさいと言うても、答えていないのに、滝町、南阿田町の皆さんに郵送で渡してまんやろ、これ。これかってまだ市議会議員の皆さんに渡っていませんやろ、全員に。だから、吉野市長、あなたはやっぱりかなり法律に従った親切的な議案の提出ができていないわけですね。これがはっきりしているわけです。

そしてまたもう一つは、この九月議会で新金剛トンネルの調査費五百万が出ましたね。その中でも各議員も私も、大体トンネルの入口はどこで出口はどこぐらいか、大体の構想はどうなっているんやと聞いたかって、まだはっきりわかりません。この調査予算を通してもらわなわかりませんということです。塵芥処理費の審議のときもそうですやろ。この三百八十四万と三百万の予算を通してもらわな、調査せんことにはわかりませんというのが

答えでした。

ところが新金剛トンネルのときも、議員が質疑の中で要求してもはっきり答えられないと言ったときながら、去年の七月十三日、河南町を含めた協議会をしていますね。その中で市長はこれを渡していますやろ。こんな大体の構想を練ったこれを河南町の皆さん方、ほかの人に渡しているのに、議会で五百万の予算を上げてきたときに、これも市会議員の皆さん方全員に渡っていませんよ。答弁ではわかりませんって言うているわけです。

九月議会の総務文教委員会と決算委員会で市長始め皆さんがはっきり答弁したのは、トンネルの長さは大体一キロ、関係する自治体は河南町です。これだけははっきり言うたんです。しかしこんなあるんだったら、これを渡さないけませんやん。五百万円の審議してくれている中でね。こういうふうに、市民の皆さん方にもどんどん資料を渡したらよろしいですけども、情報公開で認められている資料はね。しかし肝心な市会議員の皆さん方に、もう既に市民に渡っている資料も渡さないで審議してもらっているわけです。これでは、市会議員の皆さん方が怒るのは無理ないわけです。

この状況について吉野市長、あなたはこういうふうに感じるのか。そして今後は、この法律に基づいて関連資料は全部市会議員の皆さん方に議案審議の前はもちろんのこと、議会外の閉会中にも要求があれば、情報公開条例で認められた資料は全部出すべきだというふうに思いますけれども、市長はどういうふうにこの時点で、考えておるのか、答弁してくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まず先ほどお示しの地図ですね。あれは恐らく近畿地方整備局が作成したものと、そのように思っております。それは別にうちだけと違って、いろんなところでそれは配布されたら、うちじゃなくてね、ということでございます。

地図を出した、出さんということになれば、朝からも御指摘ありましたように、川端のやつもまだ市民が知らないのを大谷議員がチラシにしてみました、こういうのもいかなものかなと思いますが、趣旨のことでは大谷議員がおっしゃったように地方自治法では執行機関が処理する事務について一定の報告及び書類の提出を義務付けているところでございます。

一例を申し上げますと、報告にしましては、地方自治法第百八十条による専決処分報告が規定されており、また書類の提出にしましては、同法第百二十二条並びに第百十一条におきまして、予算に関する説明書の提出等が規定されております。

なお、いずれも法の規定に基づき、適正に報告並びに提出をいたしており、特段問題はないと判断するところであります。

また、地方自治法第百条の規定に基づく調査権につきましては、議員個人に付与されたものではなく、あくまでも議会自体の権能として与えられているものであり、議員個人の要請に基づく行政文書の提供等につきましては、特段の規定がないことから、市の情報公開条例に基づき、運用、処理す

ることが適当と判断いたしておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）答弁の中で、地方自治法百二十二条と二百十一条はやはり大切だという答弁がありました。それやったら三月、六月、九月議会で塵芥処理費として上げてきた委託料、調査料、これに関する資料は出さなありませんわな、これ。議員に出してしませんかな。

それと、これはいわゆる吉野市長は依頼もしないのに、そんな国の出先機関が作ったものと違いますやろ。新金剛トンネルの発想人であるのは吉野市長ですよ。頼めへんのに国の出先がこんなん作ったのですか。違いますやろ、吉野市長さんが頼んだからです。これに関連する五百万を出すときには、市会議員から審議のときに質問されたら、大体の構想はこんなんですって出さなありませんかな。それを言うているのです。

それと今度からは、ちゃんと法律の重要性を認めたわけですから、ちゃんと実行するように。

それと道外れの答弁がありましたから、見解を言うておきますと、し尿処理場建設に関する川端の皆さん方へのお答えに対する吉野市長の案を私が市民に公表したということについて問題やと言いましたけれども、吉野市長、これは吉野市長が個人で一部の議員さんに公表したのと違いますよ。厚生建設常任委員会を開いてもらった中で、その中で明らかにしたことでしょう。それだったらこれは公開してもいい資料なんですよ。こんな秘密で誰かに内緒で言うた資料ちやいまんがな。法律をはき違わないようにしてくださいや。

同じ関連でもう一つ質問します。

そして吉野市長は市長になってから、去年ですかね、各議員に資料要求依頼書についてお願いということで、各議員が各担当部に資料要求をするときは吉野市長が作った資料要求依頼書に記入してくれという、この方針を議会に伝えてきました。これは手間でも議員の皆さん方はこれに基づいて資料請求をしておったのですね。ところがまた今年の九月になってから、再度議長に対しまして市会議員への公文書の開示等における今後の取扱いについてということで、取扱いの内容は、公文書の開示及び情報提供について、現行の市会議員による資料要求依頼制度を廃止し、五條市情報公開条例に基づく開示請求によるものとする、二番目、窓口等での対応について市会議員個人は調査権を有していないので、地方公務員法第三十四条第一項を厳守すること。三、市会議員からの説明要求等については、市長室にて回答するものとするという内容で、議員の資料要求にはこたえるという連絡を議長にされて、議長と議運の委員長はまた同じ九月十三日に、そういったやり方をやめて今までどおりの扱いにすることということで、申入書をしてきています。しかしこれは確か吉野市長は元に戻していないと思います。これは今までの市長は議員個人であっても、議会開会中であっても、資

料要求をした場合は絶対出したらいかん秘密文書や個人情報に係るもの以外は出していたというのは、先ほど吉野市長が認めたこの法律の中にあるわけです。つまり、五條市長は議会に予算に関する説明書、その他五條市の事務に関する説明書を提出しなければならないと、この事務ですよ。事務、文字は二字でも五條の議会で可決されて、それに基づいてやっている事務事業、事務執行、この全ての行政のやっている仕事全部を指して事務というのですよ。ここで言う事務は。二文字ですけれども。だから市長が議会を開いて提出した議案や予算に対する説明書はもちろんですわ。議員が請求しなくても出さなあきませんのや。この法律から言うたら。しかし五條市の事務に関する説明書も提出しなければならないことは、いわゆる市会議員という地方自治法で与えられた権限を持っている議員に対しては、五條市全体の行政の事務についても説明書を提出しなければならないと、こうなっているわけです。市長は議会に出した議案や予算だけの範囲の説明書と違いますんやで。それ以外も要求があれば出さなければならぬということになってるんです。これを根拠に、代々の市長は出す上には慎重でしたけれども、個人情報やら秘密文書以外は出してきたのです。しかしあなたはこれを規制したわけです。だからこの法律を順守するならば、議運の委員長が申し入れてくれたように、最低資料要求依頼書でちゃんとそれで資料請求があればこたえるべきだというふうに強く要求しますけれども、市長、答弁してください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は地方自治法に違反せず、その範囲でやっていきたい。常に軸足は市民においてやっておるわけでございます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 違反せずという答弁がありましたけれども、地方自治法の精神を深く理解せずに、それから外れたような行為だということを、今申し上げた点で明らかになったわけですね。だから、法律を順守してください。

次、いきます。

それでは、二、多発する災害から市民の命と財産を守る消防庁舎の今井予定地への建設を目指す予算措置についてということでございます。御存じのように吉野市長は、市長に就任されてから次の議会を開会するまでに消防庁舎の建設の執行を中止したわけですね。その理由は、以後行われた六月議会で追求しますと、先ほどほかの議員さんにも答えておったように、東中学校の皆さん方の影響。必要なヘリポートを高圧線があるから造れない。五條病院の関係で、ほかの方がいいという、こういう理由だったわけですね。この吉野市長の今井予定地への建設中止の理由はこの四年近い間で、まさに根拠がないということが明らかになったのところがいますか。それを言いますよ。

東中学校の皆さん方に対しては、市長が主催で行われたサイレン音調査でも、生徒八十五人中七十二人もやかましくなかったと答えているわけです。教師十人中八人もやかましくなかったと答えてくれているのですよ。そしてヘリが必要だと言っていますけれども、この四年間で市長、この五條市内に二十箇所もある緊急ヘリポートでは間に合わないそんなヘリ要請がありましたか。この四年間で、五條市内に二十箇所も緊急ヘリポートがあるのですよ。この二十箇所の緊急ヘリポートでは間に合わないからもっと消防署の近くに造らなければならないようなヘリの要請はありましたか。年間三件か四件でしょう。ヘリの要請は、初め吉野市長は、消防庁舎の屋上に造ると言っていたのですからね。こんな近畿の状況を見ても、全国の状況を見ても、精密機器を備えなければならない消防庁舎の上に、ヘリポートを造っているところはありませんのや、ほとんど。こんな根拠のないことを初めには言っておったのです。しかし議会の追及で、屋上だけはやめましたけれどもね。市長なあ。しかしまた横につけると、こうなっているのですね。それは吉野市長、市民の命と財産を守らなアカン、この条件を求められる厳しい消防庁舎建設に当たって、それは吉野市長、あなたの理由はほんまに浅はかな根拠のないことが、この四年間で明らかになったんちがいますか。

五條病院の問題は先ほどほかの議員さんにも答えていたように、医師・看護師不足から診療科目を減らさなければならない、そのことによって患者が減ったと。減ったことによる赤字が増大というように、市長自身も答えていましたやろ。そんな横へ消防署を持っていってたかって、五條病院の立て直しにはほとんど関係ないんちやいっつか。市長、この四年間の状況の中で、あなたの言うていた今井予定地への消防庁舎の建設はいかんという理由は証明されたのかどうか、私は根拠がなかったということが、この四年間ではっきりしたと思いますけれども、ちよっと答弁してくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

屋上へのヘリポートですね、橋本市民病院もそういうヘリポートがちゃんとあるということをお伺っております。

以前から申し上げておりますように、本市の防災の拠点となる消防庁舎の建設につきましては、最も有利な合併特例債を活用いたしまして、一刻も早い時期に実現したい思いは変わりございません。

御質問の予算措置については、当初予算においても、措置はしております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 吉野市長、五條病院の近くにどれだけのヘリポートがあるのかを知っていますか。何遍も言うていますよ。五條病院の近くにヘリ

ポート、言いましょうか、もう一遍。野原小学校、ありますやろ。そして五條健民グラウンドにありますね。ほんの近くですよ。野原小学校は五條病院の入院の部屋から見たらすぐ上に見えますよ。健民グラウンドもちよつと行ったらありますよ。こんな近くにあるのに、まだその近くにヘリポートが要りますか。橋本のことは知りませんよ。五條の実情はこうなんです。見たら見えるところに二箇所もありますねんで、ヘリポート。そして年間三回か四回しかないヘリ要請に常駐してもらえるヘリポートが要りまのか。そんなもう答弁要りませんから、早く謙虚になつて、早いこと五條市民の命と財産を守るために予定地へ建てることを来年の予算に上げるように、強く要請しておきます。

現在の地球温暖化が原因と言われる災害を知ってはりますやろ。今年に入ってからでも、兵庫県佐用町でえらい大雨で、あの災害の状況をテレビで見ましたやろ。ほん最近奄美大島、強風では今年に入つて竜巻からいろんな強風で災害がありましたね。ほんこの間も五條市、えらい強風に遭いましたけれども、あのときは全国で三人が死んでいるのですよ。地震はほんこの間十一月の末でしたか、五條市も三度揺れましたね。五條市の家でもドーンと言っているわけです。これだけ災害が五條市の周辺にも迫ってきているのですよ。合併特例債を早いこと使わな使われしませんやろ。もっと謙虚になつてね、市長、せつかく四億円を出して確保している用地を無駄にしないためには、市民の命と財産を守るためにも、来年の予算で今井予定地への建設の予算を上げるように強く指摘しておきます。

次、いきます。

三番、市立五條東中学校前の交通渋滞解消につながる（仮称）栄山寺トンネルの早期完成を目指す県への要望についてでございます。御存じのように、東中学校前の交通渋滞は朝と夕方のラッシュ時は大変です。そして県道から国道に出るときの信号は、わずか数秒の間しかありません。だから競い合いますからね、あそこは複雑な交差点ですから、正常な交差点ちがいますからね。東中の前の交差点はね。だから危険が一杯なんです。だから新金剛トンネルよりもこの問題の解決を早くせなあかんのと違いますか。そのためには、もうちゃんと計画を決定されて、あと予算だけを付けたら工事が始められるという、あの栄山寺トンネルの完成に向かって吉野市長、県にこれこそ本腰を入れて要求していくべきだと思いますか。

聞かせてもらったら、トンネルの長さは大体六三〇メートル、事業費は概算で十七億、こういうことです。なかなか予算付けできていない理由として、五條新宮間の高規格道路優先ということらしいですけども、幸いにして県も平城遷都一三〇〇年祭の予算はもう要らないわけですからね。やっぱり粘り強く要請に行かないことには、これは予算の取り合いですからね、いけないのではないかと思いますからね。私も努力しますけれども、吉野市長、（仮称）栄山寺トンネル、この早期完成に向けて県へ強く要望するように私は訴えるわけでありますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

共にという言葉、大変力強くお聞きさせていただきました。

東中学校前の交通渋滞解消につながる（仮称）栄山寺トンネルの早期完成を目指す県への要望につきまして、失礼して自席からお答えをさせていただきます。

県道平原五條線の（仮称）栄山寺トンネルにつきましては、市内の渋滞緩和対策の一環として東中学校前交差点の渋滞解消のため、市としても奈良県に強く要望しております。現在、宇野町地内でトンネルへの接続道路の整備工事が施工されております。

続いてトンネル掘削につきましても、引き続き五條市内各地域の県道整備要望箇所の一つとして、また五條市・野迫川村・十津川村の首長及び議長にて構成されております内吉野土木協議会としても、毎年要望しております。県道五條吉野線、通称地獄谷付近の県道拡幅整備と併せて早期完成をお願いしているところでございます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 今までも頑張ってくれたということですから、これからも頑張ってくださいますように。

聞かせてもらいますと、順調よく予算が付いていないわけですね。関連道路は終わってきているのに、次トンネルの工事に入らなかんけれども予算が付かないから入れないという、この状況ですからね。だから順調よく予算の付くように頑張ってくださいますように。

次、いきます。

それでは、協定書に基づくみどり園協力地区の住民への操業期間更新等のお願いについてでございます。各議員からありましたように、現在のみどり園は平成六年に建設されておりますけれども、その当時だけで約六十八億円掛かっております。それ以後、リサイクルプラザとかいろいろ増やしておりますから、合計するとかなりの費用が掛かっております。

そして大体四億三千万を掛けて大規模修理をしているわけですね。だから、有害物質は国の基準値内におさまっているわけですから、この施設を大切に扱わなければならないと思います。

そこで市長に質問しますけれども、周辺皆さん方との協定書では操業年限は基本的に二十年、ただし施設、機能が良好な場合、五年延長するとし、稼動十五年経過時点より次の更新等につき、五條市長、地区代表者が協議するものとなっております。私は、この操業年限は基本的に二十年とし

て、ただし施設機能良好な場合五年延長とするという、この解釈は、私はこれが施設機能良好な場合五年延長をもしろすることに同意いただけたら、始めから計算して二十五年操業できるというふうには私は解釈しておるのですけれども、吉野市長はこれをどのように解釈しているのですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の質問にお答えいたします。

まず協定書に基づくみどり園の協力地区の皆さんへの操業期間更新等のお願についてということで、お答えをしたいと思います。

協定書は今おっしゃったように、二十年というふうになっております。平成十六年度以来、北山町、西久留野町及び越替町の地元自治会との度重なる会議において、みどり園は協定書を順守し、他所に移転するようにと強く言われてまいりました。

市といたしましても、榎前市長当時、地元の御意見を尊重するとともに、協定書を順守するためみどり園の移転方針を決定し、平成十八年四月施設整備室をみどり園内に設置いたしました。これは私以前からこの流れでございます。

そもそも協定書の持つ性格上、これをほごにすることがあれば、市の信用性は失墜いたします。つまり他の協定書にも波及し、また今後締結する協定書にも悪影響を及ぼすことは必至であります。つまり市といたしましては、協定書は必ず守りますという約束は大切にしていかなければなりません。

一方、みどり園は五十年間操業できるという議会の御意見も尊重いたしましたして、本年五月、三つの地元自治会で構成するみどり園環境保全委員会でも確認いたしましたところ、各自治会の自治会長並びに環境保全委員は、全員が異口同音にそんな話はありません、必ず協定書どおり他所に移転するようにと強く念を押された次第でございます。

市におきましては、平成二十年度において、新ごみ処理施設、関連施設の最適地については、南阿田町九番地周辺と選定をいたしました。現在、南阿田町及び滝町の地元自治会並びに自治会員の皆様に対しましては、新ごみ処理関連施設の御理解を得るため、鋭意努力をしているところでございます。

また先週私は、北山町の坂上さんところへ出向いて行きました。再度協定書どおり、市長守ってくださいよと、これが近代的な行政のあり方でございますというところで、協定書は守るべきものですよと、守るために協定書はあるんですよということを強く念を押されましたことを、御報告申し上げます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）協定書を順守しなければならないわけですね。そのためには協定書の内容を正確に理解せんことには、順守をどうしたらいいかわかりませんね。だから今の協定書の内容を正確に理解するために質問しているのですよ。協定書は基本的には二十年やけれども、括弧して施設機能みどり園良好な場合は、五年延長するとなっていますからね。現在の良好な状況の資料を示して、皆さん方にこうやから延長をお願いできないかという、この協定書の順守に基づいた、現在のみどり園の有害物質の発生状況の資料を示して、国基準以下ですと、だから延長できませんかという、このお願いはしていないわけですからね。今の答弁で言うたら。

そして、稼働十五年経過時点より次の更新等につき、五條市長、地区代表者が協議するものとして、まだ二十年から五年延長していただいて、二十年操業できたとしても、その後も協議の上、皆さん方に協力してもらえるんやったら、更に二十五年以後も更新できるという協定書の内容なんですね。この内容を、正確に市長、あなた理解できんことあれしませんやろ。周辺の皆さん方と会って話をする場合、協定書を順守させてもらわないかんことは当たり前のことです。しかし、現在の協定書はこうやと、この解釈について私はこう思うけれども、皆さん方はどう思っただけますかということで、まず協定書の中身の見解の出し合いをして、一致をみなければいかんのと違いますか。吉野市長。そして、基本的には皆さん方には大変迷惑をかけておつても、やっぱりこのみどり園の掛けたお金から考えたら、この協定書を順守しながら更にお願するという姿勢で、市長たるもの臨まないかんと思いますね。

だからこの協定書に基づけば、稼働十五年経過時点より次の更新等について、五條市長、地区代表と協議するものとなっていますけれども、十五年というたら、平成六年九月に稼働していますから、二十一年ですね。去年、既にその期限は来ているのですね。だから稼働十五年時点でのこの協定書に基づく更新等についての協議、これはできたのかどうか。吉野市長が参加して、順守した上でこの十五年目にせないかん協議はできているのかどうか。これを最後、答弁してください。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）何回も協定書、協定書とおっしゃいますけれどもね、（議場に声あり）大谷議員が言うておりますように、基本的には二十年ですね。そして、万やむを得ずというときには、機械も支障なく安全を確認の上、五年の延長は認めようと、しかし二十年で一応撤退してくださいよと、その準備は五年前から行ってくださいよと、これが基本的な協定書でございますね。先二十五年ありきの協定書じゃないわけですね。まず二十年で移転してくださいというのが、協定書の趣旨で、その協定書を作られたときには大谷議員もおられたのじゃないかな、私ちよつとそれはわかりませんけれどもね。ただ準備室も前榎市長のときから準備をしていたで、それで進んでおると。今協定書違反は何もしておりませんよ。協定書を守るのが行政

であり、そしてそれを守っていくのが私の責任かなと思っております。最初から協定書を破れとか、またその裏技のような二十年を二十五年ありきとか、そういうことじゃないんですけど、これも大谷議員に今度一度協力していただいて、そのところへ大谷議員是非ともお供していただいて、今の御意見を言っていたら非常に有り難いし、また勇気あることだと私は思いますので、古い議員としては是非私からもこの場で共に次の会議のときに出ていただけることをお願いしたいと、私はそのように思います。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）答弁は協定書の内容の正確な理解の上での答弁にはなっていないのですね。だからこんな同じことを繰り返していても時間の無駄ですから、協定書は二十年が基本やけれども、合意いただけたら五年延長、そして二十五年でもう以後あきませんとなっていないのです。協議の上、合意いただけたら更新、吉野市長、大学を上がっているから、更新という意味わかりますね。九月議会で私も同じことを質問していますけれども、更に協力いただけることを更新と言いますね。あかんということを更新と言えません。だからそういう協定書に基づいて真摯に皆さん方にお願いと、私の頑張りという意見につきましては、議会には議長を始めとする各役員、厚生建設常任委員会、総務文教常任委員会、いろいろ関係の委員会がありますから、それはその中でまた私の方からは相談させていただきたいというふうに思います。

次、バイオマスですね。必要性和見通しのあるバイオマスタウン構想事業と事業主体の検討についてですね。先ほど明らかにしましたように、五條市長が中心になって、各審議会でバイオマスタウン構想書が二月十七日にまとめられていますね。市会議員の皆さん方にまだ渡していないやつですね。この間の市民集會に参加した議員さんには渡っていますよ。しかし全議員には渡っていません。その中の十五ページ、バイオマスの利活目標としますね、目標。家畜排せつ物、現在はい肥やけれども、更にたい肥、次の目標はたい肥。しかし、これはもう法律で各業者の皆さん方にやつてもらうと、こういうようにこの間も答弁ありましたね。生ごみ、これは現在個人の生ごみはみどり園で燃やしていますね。これをたい肥化、食品工場残さ、いわゆる商店と工場での残った食品は現在飼料化されていますけれども、これをたい肥化、廃食用油BDF化、これも目標は一緒ですね。そして木質系で言えば、製材廃材を現在はチップ化やけれども、燃やして発電するんやと。建設廃材も現在チップ化やけれども、それを燃やして発電するんやと。公園等収集せん定枝は、現在多分みどり園で受けていると思いますけれども、これも燃やして発電するんだと、そして未利用のバイオマスの方に移りますと、稲のわらは現在たい肥化しているけれども、目標としてもたい肥化、もみ殻も現在たい肥化やけれども、目標としてもたい肥化、野菜非食部、ネギの端ですね。これは現在どうしているのかわかりませんが、これもたい肥化、果樹せん定枝も柿のせん定枝たい肥化、梅せん定枝たい肥化と、こうなっているのですね。これは五條市にとって必要なバイオマス事業にあたるかどうか、よく検討せなあかんのちがいますか。特に十分な検討

が必要だと思いますのは、ちよつと私の方から指摘しておきますけれども、こんな木材の間伐材の端くれやら、製材から出た端くれや、建設資材から出た端くれをまた燃やして発電するというよりも、ほかの議員さんからも言われていますように、今世界と日本の流れは、燃やして発電するのはもうやめとこうと、こうなっているのです。有り難い太陽のこの自然のエネルギーを利用するのです。太陽光、風力、水力、これに切り替えらなあかるときに、今ごろから木材を燃やして発電するというのは、もうやめた方がいいんじゃないですか。燃やして発生する有害物質はたとえ国基準以下でも二酸化炭素もダイオキシンも、基準以下の範囲内で発生しているわけですからね。

地球温暖化防止を目指してバイオマス事業をやるというていろいろいわれていますけれども、地球温暖化防止にはつながりませんよ。だからこれは一〇〇パーセントやめるべきです。そして生ごみの汚泥のたい肥化、生ごみ、汚泥、これは商店や食品工場から出た生ごみだけを対象にするのか。一般家庭、今みどり園で燃やしている生ごみも対象にするのか、この間の質疑ではちよつとまだ検討中ということでもわかりませんけれども、これでも今家庭の生ごみを機械に入れたら肥料にできる機械、どっかのメーカーが売っていますやろ。一軒の家庭でもそういう機械を置くくらいの技術が発達しているわけです。今更この施設を五條市が建てて、こんなことする必要がありますか、これ。もつとよく研究せなあかんのと違いますか。そのほかいろいろもつと五條市にとって必要なバイオマス事業は何かということをもつと研究せなあかんのと違いますか。ネギの端くれ、これを集めてたい肥化にすると言うていますけれども、各畑やその個人の皆さんでたい肥化されていたらそれでいいと違いますか。新しいみどり園の横にバイオマス施設を建てて、ネギの端くれを運んで来てもらって、そこでまたたい肥化しますのか。一つの市長の構想は、滝町、南阿田町の一箇所に、一つの施設で全てごみ焼却施設からバイオマス施設、全部集めようとしているわけですからね。この構想書に基づく関連のバイオマス物は、これは運んで来なければいけませんよ。滝町、南阿田町の考えている土地まで、もしこれが実行されたら。運搬時間、運搬燃料費、そして費用、一箇所に集めるということはそういうことも考えられるわけですね。だからもつと私は何をバイオマス事業として取り入れるかをよく検討するように強く指摘しておきたいと思います。

それと、この事業をどこが主体としてやるのかということです。厚生建設常任委員会に合流させていただいて視察研修してきた真庭市のバイオマスタウンの基本方針はこうなっていますね。自治体が全部受けたら費用が大変やからできるだけ民間の活力を生かして民間にやつてもらおうということが大事だということです。ちよつと真庭市の方針を読みますよ。

「行政が全ですというのは簡単です。しかし山から出てくるのに補助金を出し、ペレット制度の設備を市が建設し、利用する温水プールとか冷暖房の施設を行政がするのは簡単ですが、これだと行政の負担が増えるので、何らかの形で企業と連携するのが理想ではないかと考える。」ということ、現在、真庭市、日本の中でもバイオマスタウンが進んでいますけれども、九九パーセント民間の皆さん方の協力です。こんな五

條市の計画書みたいに一箇所に建物建てて、そこに全部運んで来てもらってやるというのは、こんな方針は持っていないですよ。どこが主体になるかということも、もっと検討しなければあきませんがな、これ。政府の方針の中でも自治体だけでせななんということにはなっていないですよ。政府が出した方針、櫻井部長わかってますやろ。

バイオマス基本方針、政府が出した方針はこうなっていますのや。バイオマスタウンの実施主体は、「市町村（複数の市町村も可）」とする。ただし実施主体としてNPO法人、事業協同組合、大学、農協、森林組合、生協、土地改良区、市町村が必要と認める団体等も可能とする。」と、こうなっているのです。こんな大事業を五條市が全部責任を持って一箇所に集めてする必要はないのですよ。私は学校も上がっていないから余り難しいことは知りませんけれども、ちよつと厚生建設の皆さんと一緒にいかせてもらって、ちよつと勉強しただけでもこれだけがわかりますんや。五條市は大分何年も前から研究していますやろ。もっと十分な検討をして、先の見通しのある五條市の財政、吉野市長は立て直したと言いますけれども、まだまだ厳しいですからね。これからは無駄遣いをせんようにせなあきませんわな。それでもこんなんです。だから今指摘したバイオマス事業を、必要なものはどれか、五條市としてはやる必要がないものはどれか。それと事業主体をよく検討せなあかんと思いますけれども、市長及び部長、答えてくれますか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 大谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

いろんな指摘がございましたが、事業自身真庭市であろうが五條市であろうが、これは国のバイオマスタウン総合戦略、これに基づいて動いています。

それと、真庭市は民間ということですが、真庭市も同じように、当初進んだというのは、視察に行かれて聞かれたと思いますが、平成十六年に台風で倒木があったと、これの人災被害を受けた激甚災害の指定に基づいて国のお金が九〇パーセント以上入っておる、要は行政が関わって、事業が進み出したということでございますので、それに真庭市の場合は利活用の推進協議会の会長は市長がされております。五條市の場合は自治連合会会長にお願いし、いろんな民間の団体やそういう方に入っていたいてやっています。必ず五條市が、行政が全て、そういうふうには考えておりません。まずこういう事業を実施していくにつきましては、市民に啓発が大切でございますので、啓発を十分にやりながら、どういうふうなところに取り組むかは、今後そういう賦存量と申しますけれども、どういうバイオマスがどれくらいあるかというのをよく精査して、事業化をその協議会の中で検討して進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 大谷議員に申し上げます。大谷議員の一般質問の持ち時間はあと三十分となっております。十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 部長の答弁の中で、財政問題が出てきましたね。災害に遭ったときの国の補助金もたくさん活用できたというふうに出ていますけれども、この今までの資料を見せてもらったら、市民集会でトリスミさん、協力講演で来てくれましたね。このトリスミさんの担当者の話では民間でやったかつて政府の補助金がありますから、活用できるものは全て活用しましたと言っていましたよ。真庭市の銘建工業さんもそない言うてましたよ。政府の補助を最大限活用して、そしてやっているんですよ。活用できるのかどうかの法的な調査は市がちゃんと調べて協力したってもろていますんやろ。市はそういう協力はしたらなありませんのや。ほかのところでも全部そうですよ。今のバイオマスタウン構想に基づいてやれば、主体は民間であつても補助金が出ることちがいますか。そやから、その財源活用ももっと研究せなあかんのとちやいますか。民間の会社の代表者がそない言うんとんやからね。答弁要りませんよ。こんなんはつきりしているのやから。五條市が支援して民間と協力してやつても国の補助金はあるということです。

そういうことで、事業主体は政府の方針の内容から言うても、市町村でなければならんことになっていないわけです。今私が明らかにしましたやろ。市町村の協力と他の団体とも一緒になってやれるということ。私が明らかにしたところですから、答弁は要りませんけれども、こういった真庭市始め岡山県下では真庭市以外でもバイオマスタウンの事業は進んでいますからね。もっと今実際に成功しているところを見学して、もっと勉強せなあかんのと違いますか。

こんな五條市がやろうとしていることは、この間の議会で明らかになったように、こんなバイオマス事業をごみ焼却施設と一緒にして、一箇所ですべて成功している例は現在ないわけです。だからもっとよく研究してやってください。

次、いきます。

二見地区自治連合会及び川端地区の住民との話し合いによる市有地（土地開発公社所有地）を活用した公園施設の整備についてでございます。先ほどからの議員の質問と重ならないようにやりますね。

御存じのように、協定書は五條市衛生センター建設及び改修に伴う覚書、また環境整備事業に伴う覚書は今年の五月十九日に締結されたのですね。この中に環境整備事業は公園とするというふうに入られていますけれども、その公園というふうにまとめられた根拠は、二見地区自治連合会長が各自治会から要望を聞いて、その要望のまとめを去年の十月に提出していますわね。それに基づいて二見地区自治連合会長と五條市が締結したのです。だからこの公園とする決め方については川端の皆さん方自身もこんなこと、公園という要望もしていないという人もおるということも聞いていますから、公園という決め方そのものもまだいろいろと不十分かなと思いますけれども、協定書が締結されたその中に公園があるんやから、私もこの公園と

いうことを基本に取り上げさせてもらわなしいと思うわけですからね。しかし、二見の皆さん方がパークゴルフ場や多目的広場がいいというふうに要望されたということで、それに応えるということで、この間吉野市長は厚生建設常任委員会で説明していますね。この中に、先ほどの議員からも指摘がありましたように、公社用地（一）を使うとともに、民間会社三分の二ほどを買収する計画になっているわけですね。これは勝手に解釈しているのと違いますよ。皆さん方からいただいた説明書があるわけですからね。このパークゴルフ場や多目的広場にお応えするのに、公社用地が四箇所もあるのに、この民間会社を買収せないかんかということですね。パークゴルフ場は細長くでもなんぼでもコースは造れるということです。だから老人施設の前の幅二メートル、長さ一〇〇メートル、県浄化センターの前の幅一五メートル、長さ七五メートル、長さ三〇〇メートルのこの用地でもパークゴルフ場を造れますね。多目的広場は、この形でなければならん、こういう寸法でなければならんということは、全くないわけです。その多目的広場を造るのに、民間会社三分の二くらい買収するということの説明があったわけですね。ほかの公社用地を四つ利用してパークゴルフ場と多目的広場は十分造れると思いますけれども、なんでこんな民間の用地を買収してまで造るという案を厚生建設常任委員会に発表されたのか。吉野市長、答えてくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の質問にお答えいたします。

二見地区自治連合会及び川端地区の住民との話し合いによる市有地（土地開発公社所有地）を活用した公園施設の整備について、失礼をして自席からお答えをさせていただきます。

衛生センター建て替えに伴う周辺環境整備については、平成二十一年十月五日に地元の二見地区自治連合会からパークゴルフ場等の要望をいただき、平成二十二年五月十九日には環境整備事業に伴う覚書を締結したところであります。

市といたしましては、今年度、周辺環境整備基本構想策定業務委託料を予算計上し、地元の要望に沿えるよう業務を行ってまいりました。

その内容といたしましては、衛生センター周辺にある五條市土地開発公社所有の土地を活用し、パークゴルフ場や多目的広場等を整備するについて地元の方々と協議をするための一つの案を叩き台として作成するものであります。

八月末にその構想案ができ、地元を示す準備をしておりましたところ、九月十五日になってフットサル会場の新設等の追加の要望が二見地区自治連合会より出てまいりました。現在、その追加の要望をどのような形で表せるか検討を加えているところであります。

今後は公社所有地の有効活用を基本に置き、地元の意見を尊重して地元の方々と十分協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）だから二見の皆さん、川端の皆さん方の要望にお応えする姿勢、吉野市長の姿勢に初めから民間会社の三分の二を買収して応えるという姿勢になっているわけです。これを議員は、この姿勢は問題ちがうかと言っているのです。民間会社も今大変ですけどもね、しかし税金で民間会社を買収せんなんほかに用地はありませんか。なんぼなとあるわけです。

県の浄化センターの横にデニスコートもグラウンドゴルフ場も駐車場も、ものすごく広い駐車場、入口広場、児童公園、休憩場所、ものすごく広いスポーツ公園施設、スポーツ施設があるんですよ。これは若い方に聞きますと、若いときは行つたけれども、歳いってからはなかなか使えない、そう言っていましたけれどもね。そして二見児童公園もあるわけですけれども、なかなか草ぼうぼうで使えないというふうに言うてはりました。だから今あるやつを使えるようにしながら、四つの公社用地を活用してパークゴルフ場と多目的広場、これを造るように、吉野市長の姿勢はそこに立つように強く求めておきたいというふうに思います。

フットサルサッカー場が出ましたけれども、この基本的な対応の仕方、私としては提案しておきます。この五月十九日締結された覚書に公園施設という、これを入れたわけですね。これで覚書は締結されておるわけですね。その公園を入れる根本になったのは、去年の十月に出された連合会長からの要望書なんです。その要望書にはフットサルサッカー場は入っていないのです。だからこの五月十九日に締結、公園をするという締結以後にフットサルサッカー場は出ているわけです。締結以後に出たやつはすぐにはお応えできませんという、長期的な検討をさせてもらうということで対応するのが、行政の基本ちがいますか。初めから去年の十月に出た自治会長の要望書の中に入っていたら対象にもなりますよ。締結以後に出ているわけです。それはそういうことで対応すべきです。

次いきます。

市立小・中学校等へのエアコンの設置についてですけども、御存じのように、エアコンの設置についての文科省の基準を言います。この間ほかの議員さんにも答えていますから、二重になりますけれども、それを言いますと、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準と文科科学省による解説書では、教室等の温度について夏は三十度以下、冬は十度以上であることが望ましいとなっています。最も学習に望ましい条件は、冬で十八度から二十度、夏で二十五度から二十八度程度であると、こうしています。

そして現在、学校の教室へのエアコン設置工事については、文科科学省の安全・安心な学校づくり交付金、原則三分の一の対象事業になっておると、

こんなですね。今年の夏の温度はこんな二十八度でおさまっていますか。全然おさまっていないですね。こんな答えてもらう必要ありません。三十五度、七度もなっているとろがあるわけです。五條市は具体的な温度は聞いていませんけれども、全国平均ではね。だから五條市民の中では、熱中症も新聞発表だけでも二人ほど出ました。学校の生徒の皆さん方は調べていませんけれども。どうかわかりませんけれども。これは大変です。だから早急に文科省の財源活用もあるわけですから、小・中学校等としたのは、あと幼稚園、賀名生分校、担当課は違いますけれども、保育所と、こうあるわけですから、全体を対象にせないかんわけですが、その中の優先順位ということでは、こういう質問になっていますけれども、担当部長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川村家廣） 赤井教育長。

○教育長（赤井 猛） 十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

質問は市立小・中学校等へのエアコンの設置についてということでございます。

九月の議会で全国的な学校の教室冷房化の動きや冷房設備の設置の必要性、あるいは子供たちの健康面、また設備には多額の費用が必要となるので計画的な設置等を検討して、子供たちの学習環境を整えていきたい、このように答弁いたしました。

その後、教育委員会として、冷房設備の設置についてはそれぞれ学校等の立地条件などによる環境を考慮して小学校二校、中学校一校を選択して、平成二十三年当初予算に要求いたしたところでございます。財政の許せる範囲において、計画的に進めて、学習環境を整えてまいりたい、このように思います。

なお、財源につきましては、今大谷議員も申されましたように、国庫支出金であります安心・安全な学校づくり交付金と、過疎対策事業債など有利な財源を見込んでおります。

以上、回答とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 答弁の趣旨に従いまして、早急に進めていただきますようお願いしておきます。

最後、市立二見保育所の保護者及び関係者との話し合いによる開所並びに新保育所建設の検討についてでございますけれども、先ほど他の議員からもありましたので、重複しないように質問します。

一つは、自治連合会、社会福祉協議会から建設についての要望があったというふうな報告がありましたけれども、これはもう大事なことだと思います。

すけれども、大事なことは、やっぱり子供さんを持つ保護者の皆さん方に時間をとっていただいて、大変やけれどもちよつとこれからのことについて御相談したいから集まってほしいということで、保護者にそういう働きかけをして、集まっていた方の方範囲内になりますけれども、いろいろ市役所の事情も言うたらよろしいですけれども、保護者の皆さん方の今の困難な状況もよく聞いて、あの建物でも開所がよいという保護者が多ければ、やはり是非とも安全対策をとらなければならないところは修理して開所すべきだと。

同時に新保育所の建設ですけれども、先ほどの答弁では、新保育所の建設について自治連合会、それから社会福祉協議会から要望書が出ていると言いましたけれども、答弁の中で、阪合部、二見それから新興住宅等を対象にした新保育所の建設を検討したいと、こうなっていますけれども、阪合部保育所の保護者の皆さんや関係者の皆さん方がそういう気持ちになってくれるのかどうかというのは、これはわからないわけでしょう。同時に、二見自治連合会と福祉協議会の皆さん方も新しい保育所の建設についての要望は出ていますけれども、その要望の中に阪合部やら新興住宅地の人も含めた新しい保育所の建設ということになっていますか。大事なことですからお願います。

○議長（川村家廣）大谷議員の持ち時間は、残りあと十分となっております。森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）十四番大谷議員の一般質問、市立二見保育所の保護者及び関係者との話し合いによる開所並びに新保育所建設の検討について、自席から失礼してお答えをさせていただきます。

二見保育所につきましては、入所児童数が減少し、適正な集団の形成と児童に望ましい保育環境を整えることが非常に難しいため、また市の財政健全化を推進するため、並びに園舎の老朽化が激しく災害発生時の児童の生命の安全に配慮し、本年四月から休所させていただきました。

保育所入所児童数は平成二十二年三月末には公立保育所で五百九名、民間保育所で二百二十八名、合計七百三十七名でありましたが、平成二十二年十二月一日現在では、公立保育所四百七十三、民間保育所二百二十一人、合計六百九十四人と合計で四十三人減少し、公立保育所では三十六人の減少であります。

このような状況から、二見保育所は入所希望児童の大幅な増加が見込めないこと、進入路が狭いこと、児童送迎時の駐車場がないこと、また特に園舎の老朽化が激しく災害発生時に児童の生命に危険が及ぶ可能性が大きいことから、現地で再開所は困難であるというふうに考えております。

新保育所建設の検討につきましては、本年九月議会におきまして、堀川議員並びに田原議員の一般質問に、今後の保育所の統廃合また幼保一元化等を推進するに当たり、将来的には二見地区及び他地区も含めた五條西地区において、新たな保育所の設置も検討する必要があると考えているという旨をお答えさせていただいたところでありますが、本年十月四日付けで堀川議員ほか五議員の連名により、また十月二十六日付けで二見地区自治連合会

長及び二見地区社会福祉協議会会長の連名により要望書をいただき、いずれも二見地区、阪合部地区及びなつみ台地区の五條西地域において新たな保育施設の設置を強く要望するものでございました。

このような状況を踏まえまして、新たな保育施設の設置予定地につきましては、三地区より設置予定地としての候補地を提示していただいた上、平成二十三年度当初予算に施設設置に係る調査経費を計上し、関係者とも十分話し合いを行い進めてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 順番から申し上げますと、とにかく今二見の保護者の皆さん方は、大変な状況で他の保育所へやっていると仰うのですね。その声が昨日からの議員の中にもありましたけれども、吉野市長、今回の議会で上げています、児童福祉施設費、委託料、通園バス運行業務委託料百十万を上げていますね。備品購入費三百六十万、これはバスを買うのかどうか知りませんが、これは聞きますと、二見保育所の児童の送り迎えにバスを運行させたいんやということですね。だから市としてもこれだけ対応せんかんくらい現在の二見の保護者の皆さん方は大変な状況で保育所に通っているわけです。だから、二見地区自治連合会長、福祉協議会から答弁はなかったですけども、これを見せていただいたら阪合部、なつみ台を含めた要望書になっていきますけれども、まず二見保育所の保護者に集まってもらって、今の困難な状況を聞いて、その中で現在の二見の保育所のこの状況でも開所してほしいという声が多い状況にあるならば、最低限の安全対策をとって開所すべきではないかと。

そして、将来この保育所を建てる上においては、二見の自治連合会長さんと福祉協議会の方々は要望書の中に阪合部、なつみ台と入れていますけれども、阪合部の保育所の保護者、自治会、関係者の皆さん方の声は直接聞きに行かなあきませんよ。二見の自治連合会長さんと福祉協議会の皆さん方は親切心にこれを提出してくれたかわかりませんが、阪合部の皆さん、なつみ台の皆さん方の声は市の責任で直接聞きに行かなあきませんで。その上で、将来の新しい保育所を検討するように、このことを強く申し上げまして、終わらせていただきます。

御苦労さんでございました。

○議長（川村家廣） 以上で十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後三時十五分まで休憩いたします。

午後二時五十五分休憩に入る

午後三時十五分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣）日程第二、議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十号 五條市伝統的建造物群保存地区における五條市税条例の特例を定める条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十号 五條市伝統的建造物群保存地区における五條市税条例の特例を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

既に御承知のとおり、五條市新町地区の歴史的町並みが文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区として十二月中にも選定されることになっております。

今回の条例の制定につきましては、新町地区が重伝建保存地区に選定された後、歴史的環境の保全に資することを目的として、地方税法第六条の規定に基づき、保存地区内の固定資産税についての特例を規定した条例を制定しようとするものでございます。

概要につきまして、御説明申し上げます。

議案書の二ページを御覧ください。

第一条では、本条例の目的をうたっており、保全地区内にあります土地及び家屋に対して地方税法第六条の規定に基づき、固定資産税の特例を定めることにより、保存地区の歴史的環境の保全に資することを目的としております。

第二条は、保存地区内の家屋の敷地、修景家屋等の固定資産税を第一号から第五号までに区分して、不均一課税となる税率を規定しております。

第一号は、地方税法第三百四十八条第二項第八号の二の規定により、非課税となる伝統的建造物と定められた家屋の敷地について、通常一〇〇分の一・四の税率を五〇パーセント減額し、一〇〇分の〇・七とするものであります。

第二号は、保存条例第三条の規定による保全計画に基づき整備された家屋、いわゆる修景された家屋の敷地を第一号と同様に五〇パーセント減額した税率一〇〇分の〇・七とするものであります。

第三号は、第一号、第二号以外の家屋、いわゆる一般の家屋の敷地に対して、三〇パーセント減額した税率一〇〇分の〇・九八とするものであります。

第四号は、家屋のない更地の土地の取扱いについては、保全計画に基づき、保全地区に似合った整備をした土地については、二〇パーセント減額した税率一〇〇分の一・一二とするものであります。

第五号は、保全計画に基づき修景された家屋について、二〇パーセント減額した税率一〇〇分の一・一二とするものであります。

第三条は、特例の適用対象外について定めており、第一号は保存条例に違反している者、第二号は市税を滞納している者としています。

第四条では、特例措置を受けようとする者は、一月三十一日までに申請を行うこと。

第五条は、特例措置が適用された場合の通知について。

第六条は、文化財保護法や保存条例の違反、虚偽の申請、新たに滞納が発生した場合の特例措置の取消しについてそれぞれ規定しております。

第七条は、申請等の必要な事項の規則への委任を規定しております。

附則において、本条例の施行日を保存地区に選定された日から施行することと定めております。

以上で議第七十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 重伝建に指定されています他市の状況を教えてください。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 七番藤富議員の御質問にお答えをいたします。

奈良県内でしたら橿原市と宇陀市がございます。その二市との比較でよろしいですか。

特定物件の建物につきましては、当然地方税法によりまして減免となりますので、三市とも非課税ということになります。

今回、この条例を定めておりますのは特定物件の敷地ということになりますけれども、特定物件の敷地につきましては、三市とも一〇分の五ということで、半額の五〇パーセントということでございます。

それから、修景物件ですけれども、伝統的建造物群のうち修景した物件、これは建物の分ですけれども、五條市の場合は二割減額ですけれども、榎原市は半額、五割減額です。宇陀市は減免なしということでございます。

それと、修景した物件の敷地でございますけれども、五條市は五割減額、榎原市も同じく五割減額、宇陀市は三割減額。

未修景物件ですが、五條市につきましては、減免なし、榎原市につきましても同じく減免なし、宇陀市も減免なしでございます。

未修景物件の敷地でございますけれども、五條市は三割減額、榎原市、宇陀市も同じく三割減額でございます。

その他の土地でございますが、保存計画に基づき整備された土地につきまして、五條市の場合は二割減額でございますけれども、榎原市、宇陀市とも三割減額でございます。

以上のような状況でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第三、議第七十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十二号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程されました議第七十二号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書八ページから九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の一部改正につきましては、五條市携帯電話エリア整備事業の完了に伴いまして、伝送路使用料を徴収するために行うものでございます。続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

まず、題名を「五條市行政財産使用料条例」に改め、そして、現行第一条から第三条までを次のように改めるものでございます。

まず第一条を本条の目的として、地方自治法の規定に基づき徴収する使用料に関する諸事項を定める旨に。

第二条では、使用料の額を別表第一、第二及び第三のとおりとし、土地使用料については、相続税課税標準額を基に算定する旨を、また月割計算及び端数処理を規定する旨に。

第三条で使用料は使用許可の際に徴収する旨に、それぞれ改めるものでございます。

また、別表第二の次に、このたび徴収することになりました携帯電話伝送路使用料の金額等を規定した、別表第三を追加するものでございます。

なお、附則につきましては、本改正条例を公布の日より施行する旨を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第七十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十四号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長 櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三） ただいま上程いただきました議第七十四号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の改正内容につきましては、先般、十一月号の広報五條で公表いたしましたとおり、平成二十一年度の決算では基金を取り崩すことなく黒字へと転換し、行財政改革の成果が表れ、財政健全化の兆しが見えてまいりましたこと、そして不況対策の一環として、かねてより市民の要望が高かった指定ごみ袋の販売価格の値下げを実施するものであります。

それでは、議案書の十四ページを御覧いただきたいと存じます。

附則の第三項を削り、別表第一に規定されております、可燃ごみ、金属・かん類、その他不燃物、リサイクル類の各指定ごみ袋「大一袋」につき、現行の「五十円」から「三十円」に改め、また指定袋「小一袋」につき、現行の「二十五円」から「十五円」に改めるものであります。併せて、みどり園大塔分所へ直接搬入するものを追加記載したものであります。

なお、附則につきましては、本条例の施行期日を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 日程第五、議第七十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第七十五号 五條市生活バスの運行に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第七十五号 五條市生活バスの運行に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、市内では五條市生活バスの運行に関する条例に基づき、西吉野地区及び大塔地区において公営バスを運行しておりますが、これに追加し、平成二十三年四月の運行開始を目標とし準備を進めてまいりました五條地区におけるコミュニティバスの運行に対応すべく本条例を改正するものであります。

議案書の十七ページを御覧願います。

まず、題名について、生活バスの名称を「コミュニティバス」に改めております。生活バスという名称は、大塔・西吉野地区の旧村時代の村営バス条例において使用されておりましたものを引き継いでいたものであり、平成二十三年四月より五條地区においても新たに公営バスを運行するに当たりまして、五條・西吉野・大塔の市内三地区で運行されることとなります。公営バスの名称を一括して、コミュニティバスに統一するものであります。

第一条につきましては、本市におけるコミュニティバス運行の趣旨を明瞭にするため、第一条の趣旨と第二条の定義を一本化した上で、道路運送法の関係条項を明記するものであります。

第二条につきましては、第三条にありました運行区間を運行系統として再整理するものであり、同条第二項ではそれぞれの運行系統における経路等の詳細を規則で定めることとしております。

第四条及び第五条では条文中に生活バスの名称が使われておりますので、冒頭題名の改正に準じて「バス」に改めるものであります。

第六条から第八条につきましては、第二条と第三条及び第九条を削除したことに伴い、それぞれ条番号を繰り上げるものであります。

第九条、車両の活用の特例につきましては、安全管理上の観点から、コミュニティバス車両の使用目的を本来の運行に限定するものであります。

附則において、本条例の施行日は平成二十三年四月一日から施行することを定めております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）このコミュニティバスの一日の終わりは四時七分ですか。四時七分ですね。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 藤富議員の御質問にお答えいたします。

四時七分で間違いございません。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 四時七分が終わりというのは、今は冬ですから夏の間感覚とは大分違うと思うのですけれども、夏の四時七分というのはまだお昼の感覚ですので、四時七分で終わるのではなくて、もう少し長く走らせるように工夫はできないわけですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

四時七分といえますのは、牧野小学校の下の校の時間に合わせておりますので、牧野小学校の低学年の方と高学年の方が下校できるような時間になつみ台の方に運行するというような形で設定していますので、大体そういうふうな時間になる予定でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） それは理解ができるのですけれども、四時で終わるといふのは、余りにも早すぎると思いますので、例えば西中でもクラブ活動をしていたりとか、それからまだ買物に行かれる方とか、夏の四時つて、まだまだ早いと思いますのでね。せっかくバスを走らせますので、買物であるとか、通学であるとか、そういうところに六時半とか七時とか、それくらいまで走らせることでできませんか。お隣の橋本市は何時まで走らせているか調べられていますか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 藤富議員の御質問にお答えをいたします。

橋本の最終が何時かはちよつと確認できておらないのですけれども、バス一台で回るといふことでございますので、そうなってきましたら、運転手が朝は七時台から出ますので、その辺の一人で回るときの勤務時間の関係もありますので、そういうような時間帯になっておるわけなんです、無理かといわれたら工夫をしたらできないことではないと思うのですが、ただ何分一台で循環をしておりますので、その辺の時間の調整は非常に厳しいかなという認識はしておるのです。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）費用の問題があると思いますけれども、せっかく走らせるのですから、しかも一台しか走らせないということですので、もともと有効に活動していただきたいと思います。

確かに費用の面で時間が長くなれば、それだけ人件費が掛かると思うのですけれども、何も一人の方じゃなくて二人雇えばいいし、三人を三分割してもいいですし、それは何も一人と限らなくてもいろんな方がおられるんじゃないですか。

今後それを検討していただきたいと思いますのですが。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 藤富議員さんの御質問にお答えをいたします。

お約束はできませんけれども、参考にさせていただきまして、また地域公共交通会議なりで何らかの方法で時間の方、もう少し遅くできないか検討させていただきたいと思えます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） ですから、隣の橋本が何時まで走らせているとか、そういうことは、このバスを走らせる前にいろんなことを研究して、それからこういうことを決めていくべきだと思いますので、ほん隣の町がどうしているかということが、わからないということ自体が私はちよつと勉強不足じゃないのかなと、このように思いますので、しっかり勉強していただいて、何か物事を始めるときは他市の状況もよく踏まえながら、じゃあ五條市はどんなふうにしていけばいいのかということを決めていただきたいと思います。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第六、議第七十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第七十六号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長 櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三） ただいま上程いただきました議第七十六号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

昨年七月の火災により焼失した施設に替わって、施設復旧に伴い、新たに設置した大型バンガローの利用料金を定める必要があるため、五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の一部改正をするものであります。

議案書の二十ページを御覧いただきたいと存じます。

今回、焼失いたしました体験交流施設に替わり、大型バンガローを二棟整備したため、別表中、「体験交流施設（一室）一回（一泊二日）につき一万円」を、「大型バンガロー（一棟）一回（一泊二日）につき四万円」に改めるものであります。

また、同表の備考につきましては、大型バンガローの最大定員十二人（寝具付き）を追加記載したものであります。

なお、附則につきましては、平成二十三年一月一日から施行と定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 大型バンガローですが、一棟四万円と設定した根拠を示していただきたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 太田議員の質問にお答えをさせていただきます。

四万円に設定をいたしました根拠でございます。現在のバンガローにつきましては、利用料金が一万五千円と定めておりますが、新たに建築されました大型バンガローにつきましては、延べ床面積が従前の二・八倍あります。また最大定員も従来のバンガローは六名でございますので、倍の十二名ということになることや、また今回はキッチンやエアコンを設けるなど、設備を充実していることから、施設の利用料金の範囲を一回一泊二日につき四万円という形で定めさせていただいたということでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 普通のバンガローが一万五千円で定員が六名ということ、今度はキッチンとかいろいろ付いているということだけれど、これで果たして、借りていただいたとして、自分はわかりませんが、ほかのところのこういうバンガローとか大型のバンガローという、天川にしろ十津川にしろ、そこらでやっているところと、同じのはないかもわかりませんが、値段の設定というのはどういうふうな研究をしているのかお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

四万円というのは、こういうバンガローですので、繁忙期等いろいろ季節によって若干金額が、これは指定管理者が設定を市長の承認を受けてするということになりましたが、条例上は、範囲を定めるところで、四万円を設定させています。

また他市の状況、他の市町村ということだと思いますが、大体この金額になっております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） ほかのところは大体このようなと、それはどこで、どういうふうな金額かというのを教えていただきたい。

それと季節によって値段が変わるわけですか。今言われたように。基本的にはこういう形で、夏は当然多いと思いますが、それ以外のときは、値段は変えるということですか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

この条例上はあくまでも、この赤谷オート・キャンプ場は指定管理という条例になっていますので、金額の設定は指定管理者が市長の承認をもらっていくということになっています。現在も今のバンガローにつきましては、料金を定めた条例の範囲内で指定管理者が利用料金を定めるところで、そこは需要と供給といえますか、していただいているという状況でございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）よく似たほかのところはどういう金額ですか。何平米でどういう金額。

○議長（川村家廣）土井大塔支所長。

○大塔支所長（土井祥嗣）五番太田議員さんの御質問にお答えいたします。

赤谷では職員が一名おるのですけれども、そういうアウトドアの雑誌をずっと取っております。また、うちのキャンプ場も掲載されております。それを参考にさせていただきまして、大体一人当たり二千円から四千円以内の利用料金、バンガローはなっておりますので、その範囲内で今回考えております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今聞いたのは、ほかのところとよく似ていると、設定がよく似ているというから、ほかのところの例はどこかと聞いているのです。

天川やったらこれくらいの平米数でこのくらいの金額やからということ、ほかのよく似ているところという答弁がありましたでしょう。だからほかのところの差額はどれくらいあるのかなということをお部長に聞いておるわけですよ。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）太田議員の質問にお答えいたします。

今土井支所長が申しましたように、二千円か二千五百円に人数を掛けて、それでいきますと、三万という数字になります。普通今一万五千、倍にして三万ですけれども、いろんな設備をそういうふうにしたわけで、どこの市町村というのは、個々は参考にして決めたということとございまして、具体的にどこの市といいましたら、この後また提示をさせていただきたいということに。今は大体平均を見て、設定をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）別にどうやこうやないけれども、ほかと大体そういうことやというから、ほかはどのくらいやということをお聞きたいだけで。調べてない。調べてなかったら、それでもいいんやけど。別にそんなことでどうやいいませんけど。

それとも一つ、条例に定めるということで、この金額が定められて、そしてこれは指定管理者制度ということで、それは勝手に金額を変えていいということ。先ほどの話やったら。条例ではこの金額に定めて、あとは季節によって値段は指定管理者制度を受ける方が勝手に値段を変えてやったらいいということ。それやったらいろんな弊害が出てくるのと違うのかなと。それに受ける側として、その金額で設定して計算するのだから、それによ

って変わってくれば、いろんな形の中で収入面が変わってくるのではないかなと思います。その辺のところはどうなっているのか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員の質問にお答えをさせていただきます。

今言いましたように、五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例、この第十条に利用料金という記載がございます。その利用料金といいますものは、オート・キャンプ場を利用する者は指定管理者が別表に定める金額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て定めた料金、利用料金を納入しなければならぬということで、指定管理者があらかじめこの条例の範囲内で市長の承認をもらって、料金を設定するということでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） ということは、今言ったように最高限度額は四万で、あとは指定管理を受けた方が自由に設定されると、……承認ね。副市長、この理事長ですよ。今までどういう形で、副市長、値段設定は、季節によって変えていたのか、ちよつとその辺教えてください。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 一棟が幾らか、そこまでは覚えていないのですけれども、大体この金額でいつていたと私は思っていたのやけど……。 （「五番」の声あり） ちよつとすみません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そやからそういう形の中で、基本原則が四万円ということ、これは新しく大型バンガローができたということだね。だから新しく設定されるのやけれども、基本はそうであって、あとは季節で市長の承認によって変えてもいいと、そういうことで理解してよろしいのですか。部長。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えいたします。

基本的にはそういうことですけれども、それは指定管理委員会でのいろんな事業を、ほかの事業とも併せて企業努力した中の、なんぼでも自由にいう意味ではないですけれども、営業していく努力をしていく中で料金設定がされるということ、基本上限という意味ではそういうことです。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 実際の話、条例で定めてするんだから、そこらもはっきりしとった方がいいんじゃないですか。そのときそのときいうても、それはもう初めからわかっていることやから、当然それをきちっと明確にする方が、受ける側も、まあ受ける側っていうても、副市長、中途半端にするよりもちゃんと明確にしておく方がよろしいのと違いますか。季節といっても当然冬に客は少ないでしょう。夏が一番多いときですからね。そういう形の中で、より安くしてちよつとでも集客できるような形にするのか、そこらをきちっと明確にする方が、そのときそのときで値段をころころ変えるというよりも、きちつとある程度の金額設定をするべきでは。春、夏、秋、冬と、夏はこれだけ、四万と、それ以外のときは三万とか二万五千ということで、それは土日も絡んできたりいろんなものが絡むかもしれませんが、そこらを明確にするべきではないかなと思いますけれども、そこらもよく検討してやっていただきたいと思います。

終わります。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 私ははっきり覚えていないので、申し訳ないのですが、ほかの指定管理者制度を導入した施設、例えば五万人の森も使用料が決められておりますけれども、これも同じですか。変えられますか。確か、決まっていると思うのですけれどもね。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

条例で決まっておるのは、上限ということで、指定管理者が施設を運営している中で、値下げが可能だったら市長と協議の後において値下げはできると思います。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） それはどこの施設も全てですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 指定管理として出していく施設については、そのようなことで条例上定めております。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 間違いありませんね。（議場に声あり）（笑声） そんないい加減な……。 （議場に声あり）

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 使用料の減額うんぬんにつきましては、もう一度正確に調べまして、また厚生建設常任委員会などで御報告をさせていただきたいと思います。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） では、指定管理者制度を導入されている全ての施設についてお願いします。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第七、議第七十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第七十七号 五條市上野公園等条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三） ただいま上程いただきました議第七十七号 五條市上野公園等条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページから二十三ページを開き願いたいと存じます。

今回の条例の一部改正につきましては、現在五條市上野公園等の管理は条例により指定管理者が行うとわれておりますが、今後不測の事態により指定管理者による管理等が不可能な事態には市が直営にて管理するため、同条例の一部を改正しようとするものであります。

五條市上野公園等条例の一部改正の内容につきましては、現条例の附則第四項の次に、新たに次の三項を加えるものでございます。

まず、附則の五といたしまして、指定管理者不在等期間の管理業務を定めております。内容は指定管理者が不在期間の管理業務は、市長がその業務を行うとなっております。

次に附則の六と七で、指定管理者不在期間の使用料を定めております。内容は、指定管理者が不在の期間は、指定管理者不在等開始時直前の承認及び規定により徴収、減額又は免除することができるとなっております。

あと附則として、施行期日、経過措置を定めております。

以上で議第七十七号 五條市上野公園等条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）先ほど上野公園も一般質問の中でちよつと触れさせていただきましたけれども、要するに条例は附則第四項の次に三つを加えるということが、今の条例の内容ですね。なぜこの三つが加えられるようになったのかは、わかったんですけども、こんな事態になることを想定していなかったのかなと。元々の条例の中に、これをすぐ解除できるような形のものでできるようになっていたのか。ちょうどあれは期間が三年ですけれども、途中からですから二年六箇月でしたかね。中途からになりましたから。そこにプラスアルファでプールというものが付け加えられたと。そういうことがあって、今回こういう事態になったということですけどもね。そういうことの想定はされなかったのか。

また条例の中で、簡単に契約が解除できるような体制になっておったのか。これからもいろんな指定管理者が受けて、これはもう駄目だということに陥った場合、それ全部あと市が責任を負っていかなくてはならない、その期間。ただ指定管理者にしたときは、より安くよりサービスの向上ということになっていきますから、料金設定もそれは指定管理者が独自に金額を定めることになっていきますよね。となれば、もし五條市がそういう事態に陥った場合、その金額の設定も指定管理者が受けた期間はその料金設定で全部しなくてはならないという、そういう事態になるということですかね。もしびつくりするほど値段が安ければ、それを同じような形の中でやらなくてはならないという形になるのかな。そこら一遍、どういう形になるのか御説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）ただいまの太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まずなぜこうなったかというのは、先ほど太田議員さんも少し述べられたように、当初予定しておりませんでした不測の事態、午前中にも述べさせてもらったのですが、皆さんの方から希望と、公募という形の中で申込みがある指定管理制度なんで、よもや途中でその方が解約するというふ

うなことも思っておりませんでしたので、当初はそういうことは考えておりませんでした。想定外のことです。

それで今後不測の事態に備えるために協定書にもそういうふうな文言はございません。ですから条例の中に、解除し、指定管理者の管理できない空白期間が起こったときには、市民の方々に迷惑を掛けないように、市の直営でもって継続して管理をするためにこの条例を定めております。

そして料金の方は、現条例で最高金額を定めておりますので、その範囲の中で指定管理者が許せる範囲の中で料金設定をした場合には、その金額でいくとなっております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田議員。

○五番（太田好紀） ということは、指定管理者が解除された場合は、そのままの形で市が残任期間を継続しなくてはならない、金額に対してもそれは指定管理者をしていた方の料金と同じような形で設定していくということでしょうか。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

その料金設定なんですけれども、附則の六及び七で、指定管理者が行って管理ができない直前の料金でいくというふうに、六と七で決めています。

以上でございます。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第八、議第七十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第七十八号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。窪消防長。

〔消防長 窪 佳秀登壇〕

○消防長（窪 佳秀）それではただいま上程いただきました議第七十八号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十四ページを御覧いただきたいと思います。

五條市消防事務に関する手数料条例の一部を改正することにつきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されまして、危険物特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る審査業務の手数料の額をおおむね九パーセント引き下げられたことによりまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

別表第一中、「第二項第二号に規定する特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請手数料」及び「第六項第一号に規定する特定屋外タンク貯蔵所の設置又は変更許可に係る完成検査前検査手数料」、「第七項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査手数料」の金額をおおむね九パーセント引き下げのために改正しようとするものでございます。

手数料金額は長文にわたりますので、省略させていただきます。

次に、附則につきましては、施行日を定めたものでございます。

以上で議第七十八号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第九、議第七十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十九号 五條市火災予防条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。窪消防長。

〔消防長 窪 佳秀登壇〕

○消防長（窪 佳秀）それではただいま上程いただきました議第七十九号 五條市火災予防条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書二十七ページを御覧願います。

五條市火災予防条例の一部を改正することにつきましては、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が施行され、住宅用防災警報器等の設置免除について、新たに複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したことを追加することに関し、所要の整備が行われたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

第二十九条の第五号の次に、「第二十九条の第三項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき」の一号を加えたものでございます。

次に附則につきましては、施行日を定めたものでございます。

以上で、議第七十九号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十、議第八十号から議第八十三号までの四議案を一括して議題といたします。事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について。

議第八十一号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定について。

議第八十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について。

議第八十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。檜内教育部長。

〔教育部長 檜内成吉登壇〕

○教育部長（檜内成吉）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第八十号から議第八十三号までの四議案に係る指定管理者の指定について一括して提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十九ページを御覧願います。

初めに議第八十号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本議案につきましては、市立五條文化博物館に指定管理者制度を導入するため、平成二十二年六月定例会におきまして、市立五條文化博物館条例の

全部改正について御議決を賜りました。その後、指定管理者募集要項の配布、募集団体からの質問の受付や現地説明会等を開催し、本年九月十七日に申請の受付を締め切りました。

なお、最終の申請者の受付数は二団体でありました。その後、申請団体からの申請書類の審査等を実施し、去る十月十二日開催の第十四回五條市指定管理者選定委員会において募集要項の選定審査基準について、中小企業診断士、学識経験者など五名の委員により指定管理者の候補者として適正かどうかを総合的に審査し、選定いただきました候補者を指定管理者として指定いたしました。地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称は「市立五條文化博物館」、位置は「五條市北山町九三〇番地二」でございます。

次に二の指定管理者となる団体の名称は「特定非営利活動法人 うちのの館」、代表者は「理事長 田中修司」氏、団体の住所は「奈良県五條市近内町五二六番地」でございます。

次に三の指定の期間は、「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」の三年間であります。

次に、お手元の議案書三十ページを御覧願います。

議第八十一号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

五條市大塔郷土館は、現在、財団法人大塔ふる里センターを指定管理者として、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間にわたり運営をいただいております。

今回、来年の三月末で指定の期間が満了するため、引き続き同法人を五條市大塔郷土館条例施行規則第五条第一項に定める指定管理者の候補者の選定の特例である「教育委員会が郷土の適正な運営を確保するため、特に必要と認めたとき、本市が出資している団体を指定管理者の候補者として選定できる」に基づき、指定管理者の予定候補者として、九月二十四日に申請を受け付けました。去る十月十九日に開催の中小企業診断士、学識経験者など選定委員四名で構成する第十五回五條市指定管理者選定委員会において、選定基準等を審査いただき、指定管理者の候補者に選定されましたので、指定管理者として選定いたしたく地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称は「五條市大塔郷土館」、位置は「五條市大塔町阪本二八三番地の一」でございます。

次に二の指定管理者となる団体の名称は「財団法人 大塔ふる里センター」、代表者は「理事長 榮林勝美」氏、団体の住所は「奈良県五條市大塔町宇井九四番地」でございます。

次に三の指定の期間は、「平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日」までの五年間であります。

次にお手元の議案書三十一ページを御覧願います。

議第八十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、五條市新町まちや館に指定管理者制度を導入するため、平成二十二年六月定例会におきまして、五條市新町まちや館条例の制定について御議決を賜りました。その後、指定管理者の候補者の募集については、平成二十年十二月制定の指定管理者制度導入に関する指針における指定管理者の募集についてのただし書きに基づき、新町地区で長年まちづくり活動をされ、地域の活性化が図れるなど、事業効果が期待できる団体として、特定非営利活動法人大和社中を指定管理者の予定候補者として、九月三日に申請を受け付けました。去る十月十二日開催の中小企業診断士、学識経験者など選定委員四名で構成する第十四回五條市指定管理者選定委員会において選定基準等を審査いただき、指定管理者の候補者に選定されましたので、指定管理者として指定いたしたく地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称は「五條市新町まちや館」、位置は「五條市本町二丁目六番六号」でございます。

次に二の指定管理者となる団体の名称は「特定非営利活動法人 大和社中」、代表者は「理事長 山本陽一」氏、団体の住所は「奈良県五條市新町一丁目六番二号」でございます。

次に三の指定の期間は、「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」の三年間であります。

次にお手元の議案書三十二ページを御覧願います。

議第八十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、五條市立民俗資料館に指定管理者制度を導入するため、平成二十二年六月定例会におきまして、五條市立民俗資料館条例の改正について御議決を賜りました。その後、指定管理者の候補者の募集については、平成二十年十二月制定の指定管理者制度導入に関する指針における指定管理者の募集についてのただし書きに基づき、五條市立民俗資料館を中心に天誅組の保存・顕彰資料の展示や記念式典を行うなど、事業の中核となり活動をされ、地域の活性化が図れるなど、事業効果が期待できる団体として「維新の魁・天誅組」保存伝承・顕彰推進協議会を指定管理者の予定候補者として九月七日に申請を受け付けました。去る十月十二日開催の中小企業診断士、学識経験者など選定委員四名で構成する第十四回五條市指定管理者選定委員会において選定基準等を審査いただき、指定管理者の候補者に選定されましたので、指定管理者として指定いたしたく地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称は「五條市立民俗資料館」、位置は「五條市新町三丁目三番一号」でございます。

次に二の指定管理者となる団体の名称は、「「維新の魁・天誅組」保存伝承・顕彰推進協議会」、代表者は「会長 田中修司」氏、団体の住所は「五條市新町三丁目三番一号」でございます。

次に三の指定の期間は、「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」の三年間であります。

以上で、議第八十号から議第八十三号までの四議案に係る指定管理者の指定につきまして提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）この四議案一括で提案されているわけなんです、中身はほとんど歴史とか教育、文化に携わられておる施設の名称とか、場所は違いますけれども、中身はほぼ同じようなことかなということで、一本で上がってきたと思うのですけれども、なんで三年のところで、副市長のところが五年って書いてあるけれども、何の意味があつて三年と五年とあるんで。やつとることの中身は皆どの施設も一緒やろ。教育、歴史、文化に携わっていることを保存伝承していこうという施設だと、私は解釈しているのやけれども、その中で、なんでこの三年もんと五年もんがあるんで。何か意図か、重大な意味があるのですか。ただ副市長が理事長やさかい五年にしてあんの。……それでは通らんわなあ。そんな意味では、副市長が理事長になつておるさかい五年やつていうのでは通らんと思うけれども。ちよつとお聞かせください。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）益田議員の御質問にお答えいたします。

大塔の郷土館につきましては、基本的には十八年から五年間指定管理として実績をいただいております。一番最初にしていたく指定管理者につきましては、基本的には三年ということで、五條市の方針として聞かせていただいております。博物館、まちや館、それから民俗資料館につきまして、一番最初のスタートになりますので、今までの実績があるところに対してとの違いということで、三年と五年というふうにさせていただいております。五條市の方針ということで、聞かせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）そしたら新しく受ける団体は三年、実績があって続けて受けるということになったら五年ということが決まっとんですか。五條市で。そういう答弁やなあ。条例の中でうたつてあるの。要するに経験があつたら五年やと、今度。副市長がやられているところは経験があるのか、榎さんのときからやっていると思うさかいに、そやけど大塔の郷土館とか、まちや館とか民俗資料館、大体同じような、もちろん資料館も一緒やろうと思うんやけどね。経験あるさかい五年とか何とかよりも、そういうお互い同じような施設は、私は三年でも五年でも構いませんけど。三年がいいとか、五年が悪いとかと言うとんやないんやけれども、同じようにしといたったしか、これ端的に見たら榮林副市長やさかい五年にしとんかなと、俺は思ったんやけど。まさかそんなこともなかるうと思って聞かせてもらいましたんやけどね。

だから部長が言われたように、初めての人は三年やと、そして経験があつて良かったら次は五年にしますよと、それやったらそれでよろしいんやけどね。それがきちつと決まっとんやったら。（議場に声あり）きちつと決まってるまんやなあ。条例で決まっている。（議場に声あり）決まってる。それやったらおかしいんやなかえ、部長。（笑声）（議場に声あり）えつ、方針、ああ、どないなと変えられるというやつやな。それはその都度、その都度。それはどない受け止めたらよろしいんで。はつきりちよつと。経験を積んで次受けるときは五年という、まあ免許証のようなもんやなかえ。そんな三年から五年になるという、方針だけであつてその都度変わるといのか、それだけ聞かせてもらったらいいんや。

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）益田議員の質問にお答えします。

条例で決まっています。方針です。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本四議案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十一、議第八十四号及び議第八十五号の二議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十四号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について。

議第八十五号 五條市立デイサービスセンターおおとうに係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘） ただいま上程いただきました議第八十四号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定及び議第八十五号 五條市立デイサービスセンターおおとうに係る指定管理者の指定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、去る十月十二日に開催されました市の指定管理者選定委員会において選定されました五條市立福祉センターの指定管理者の候補者を地方自治法の規定に従いまして、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は「五條市立福祉センター」でございます。位置は「五條市新町三丁目三番二号」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「社会福祉法人 五條市社会福祉協議会」でございます。代表者は「会長 中 巖」氏でございます。住所は「五條市新町三丁目三番二号」でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、「平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」の五年間でございます。続きまして、お手元の資料の三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、去る十一月十六日に開催されました市の指定管理者選定委員会において選定されました五條市立デイサービスセンターおおとうの指定管理者の候補者を地方自治法の規定に従いまして指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は「五條市立デイサービスセンターおおとう」でございます。位置は「五條市大塔町辻堂一―三番地」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「株式会社 はるす」でございます。代表者は「代表取締役 安松伸比古」氏でございます。住所は「和歌山県橋本市岸上五六三番地の一―」でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、「平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」の五年間でございます。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 先ほどの話の続きなんですけれども、益田議員と同じなのですけれども、三十四ページの議第八十五号ですか、はるさんが初めて受けたわけですね。この期間は二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日、先ほどの答弁と合致しないのですけれども。課によって変わるということですか。（笑声）こんな話、むしろくちな話でしょう。全然整合性がないでしょう。（笑声）

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） お答えいたします。

初めて指定管理者を導入していく施設については三年間ということで、更新をする施設については五年間。当然期間が長い方が指定管理料うんぬんで安くできるわけなんです、初めて指定管理者を導入する場合は、いろいろ懸念されますので三年間ということで、相手が新しいとかじゃなしに施設について更新する場合は五年ということでございます。施設を新たに指定管理者として導入する場合は三年ということで、（議場に声あり）：（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） それはまるつきり整合性がないですよ。整合性が。相手があるときと、その施設が継続しているときと違うと。当然相手が変わったから短くするのは当たり前と違うんですか。施設が継続だからって、中が変わればね。当然新しい業者ですから、やはり実績を積み重ねて、何年もやることによって、その実績に基づいて今度三年から五年とするのだったらわかりますけれども、施設があるからといって、それちよつと整合性がまるつきりないのと違いますか。

言っていること、全く食い違っていると私は思いますけれども。それで理屈合っていますか。部長。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） これはちゃんと合わせといってもらな。

私がさっき聞いたのは、新しい人は三年やでと、そして経験があつて、次に受ける場合は五年やでと、だから榮林さんのところは五年やでという、方針やという説明やったわな。私はそれでいいと言ったんや。それでいいわけや。三年が短いとか五年が長いとかどうのこのの私は言うとなのちがう

で。方針だけはきちっと聞かせといってもらおうと聞いただけで、この話が出てくると思えへんだけでも。今、ディスプレイセンターおおうの場合は指定管理に出しているのは二回目やけれども、相手は新しいやんかえ。違うの、はるすさん初めてやろ。はるすさんがあそこで前も受けておって今も受けるのだったら五年でいいと思いまっせ。話しの整合性が合うわ。はるすさん新しい人ちがうの。前に受けとったん。部長。（議場に声あり）そこら辺、俺聞いたやん。ちゃんと話してやって。合わせといってもらわな。総務部長言うたこと、間違つとるんちがうかなあ、さつきから樫内部長が言うたこと、俺それでいいって言うたやんかえ。新しい人は三年やで、そこで経験を積んでまたやろうと、実績積んであった人は五年やという、そういう方針やということやったやん、副市長は。そういうことやろ。（「課によって違うんやろ。」の声あり）課によって違うんかえ。さつきは四本の話をしたわけやな。四本一遍に出てきたさかい。歴史、教育、文化はそういう考え方かえ。ほんで福祉はまた考え方が違うわけ。お前とこばらばらかえ。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 整合性がないと言われたら、そういうことなんですが、（笑声）方針としましたら、初めて指定管理者を導入する施設については三年、更新する施設については五年ということで、逆に言いましたら、指定管理者が変わったら三年になったり五年になったりで、そういうような状況も起きるということも考えられますので、……（議場に声あり）

（間）

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） すみません。中途半端なことで、申し訳ないですけども、今回のはるすの件につきましては、既に五年ということで提案もいただいて額も決定しているわけでございますので、今になってそれを三年となりましたら、ちよつとその辺で不都合が出てきますので、方針につきましては、今後きっちり精査をいたしたいと思えますので、今回ははるすのこの分につきましては、五年ということをお願いしたいと思うのですが。（「そんなん、通らんでしろう。自分とこのミスでそれをこらえてくださいって、そんなん通らんで。」の声あり）ミスということではなしに、方針としては（議場に声あり）そういうことできていますので、（議場に声あり）課が違ういうても、いや、施設自身を、考え方でひよつとしたらおかしいと言われるかもわからんですけれども、施設を更新する場合には五年でいきます。施設を新たに指定管理者に出す場合は三年と、（議場に声あり）教育委員会についても新たにを入れる施設については三年ということになっております。引き続いてやっている場合は五年ということになるのですけれども。（議場に声あり）施設が更新する場合という意味合いで申し上げているのですけれども。（議場に声あり）ここの指定管理者として、

デイスサービスセンターおおとうについては、もう既に指定管理者として運営しておりますので、（議場に声あり）指定管理者として実績があるということなんです。（「実績というのは、業者に対する実績でしょう。」の声あり）というよりも、実績と申し上げますのは、地域住民に対してこの施設は指定管理者で運営しておるという実績ということです。（議場に声あり）

（間）

○議長（川村家廣） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。
意見調整のため、暫時休憩いたします。

午後四時三十八分休憩に入る

午後五時零分再開

○議長（川村家廣） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣） 下村総務部長の答弁を求めます。下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 申し訳ございませんでした。

指定管理者の制度導入に係る指針につきまして、再度御説明申し上げます。

指定の期間についての部分でございます。「指定管理者の指定期間は原則として五年以内とする。施設の所管課は施設の特性あるいはまた様々な要素を考慮した上で指定期間を判断するものとする。」ということ、期間を定めておりますので、所管課によって期間が三年になったり五年になったりする場合もあるということです。その辺勉強不足で申し訳ございませんでした。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） それと、もう一つね。指定管理者として今上がってきているのは、全部五條市内ということでありまうけれども、募集要項には今は、はるすさんは和歌山県となっていますけれども、本店又は営業所とかいう、要項には入っていたんじゃないですか。それはどうでしょうか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 五番太田議員の質問にお答えいたします。

基本的に施設の内容によりまして、広範囲にわたっての募集ということもございます。その都度、その施設によりまして募集要項の中のエリアというものが変わってまいりますので、市内の業者や市内に事務所を持つ必要もない場合もあるということでございます。

以上でございます。（議場に声あり）そういうことでございます。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。
本二議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第十二、議第八十六号から議第九十号までの五議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第八十六号 五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定について。

議第八十七号 五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定について。

議第八十八号 小水力の館（五條市大塔水車施設）に係る指定管理者の指定について。

議第八十九号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定について。

議第九十号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長 櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三） ただいま上程をいただきました議第八十六号 五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定について、議第八十七号 五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定について、議第八十八号 小水力の館（五條市大塔水車施設）に係る指定管理者の指定について、議第八十九号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定について、議第九十号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場に係る指定管理者の指定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案書の三十五ページから三十九ページまでを御覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、去る十月十九日に開催されました五條市指定管理者選定委員会において選定されました五條市大塔地域公の施設の指定管理者候補者を、地方自治法の規定に従いまして、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、第一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、議第八十六号は、名称「五條市大塔総合案内センター」でございます。位置は「五條市大塔町阪本二二五番地の六」、議第八十七号は、名称「五條市大塔山村体験実習センター」でございます。位置は「五條市大塔町阪本二八三番地の一二」、議第八十八号は、名称「小水力の館（五條市大塔水車施設）」でございます。位置は「五條市大塔町辻堂三七番地の一」、議第八十九号は、名称「五條市大塔ふれあい交流館」でございます。位置は「五條市大塔町宇井九四番地」、議第九十号は、名称「五條市大塔赤谷オート・キャンプ場」でございます。位置は「五條市大塔町清水二〇〇番地の二」。

以上、五條市大塔地域公の施設、五施設でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、五條市大塔地域公の施設、五施設とも、名称は「財団法人 大塔ふる里センター」でございます。

代表者は、「理事長 榮林勝美」氏でございます。

住所は、「奈良県五條市大塔町宇井九四番地」でございます。

次に、三の指定の期間につきましても、五條市大塔地域公の施設、五施設とも、「平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」の五年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本五議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十三、議第九十一号から議第九十三号までの三議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第九十一号 南和広域連合規約の変更について。

議第九十二号 南和広域連合の解散について。

議第九十三号 五條・吉野広域行政推進協議会の設置について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次） ただいま上程いただきました議第九十一号から議第九十三号の三議案につきましては、いずれも南和広域連合の解散に伴うものでありますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず初めに議第九十一号 南和広域連合規約の変更につきまして御説明申し上げます。

議案書の四十ページを御覧願います。

提案理由といたしましては、南和広域連合の解散に伴う南和ふるさと市町村圏基金の処分を行なうため、所要の変更を行なうものでございます。

議案書の四十一ページを御覧願います。

南和広域連合規約の第二十条により、関係市町村からの出資金総額及び奈良県からの補助金総額に相当する額の処分の制限が規定されておりますものを、条文を削除し、処分することができるよう変更するものでございます。

なお、この規約は奈良県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

次に議第九十二号 南和広域連合の解散につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の四十二ページを御覧願います。

平成九年三月に南和地域の市町村で設立した広域連合は、関係市町村からの出資金及び奈良県からの補助金により、ふるさと市町村圏基金を造成し、その運用益を活用して圏域のPR、観光パンフレットの作成、フォトコンテストの開催、世界遺産登録関連事業など、広域的な課題解消や地域振興を図るためのソフト事業を展開してまいりました。

また、平成十一年十月からは介護保険制度に係る認定審査事務、平成十八年四月からは障害者自立支援制度に係る認定審査事務を行ってまいりましたが、国の要綱廃止によって制度上のよりどころがなくなったこと、また、現行の南和広域行政圏計画、南和ふるさと市町村圏計画が平成二十二年三

月で終了したことなどによりまして、おおむね設立当初の目的が達成され、その役割を果たしたものととして、南和広域連合を構成する一市三町八村が、協議により知事の許可のあった日をもって南和広域連合を解散しようとするものでございます。

次に議第九十三号 五條・吉野広域行政推進協議会の設置につきまして御説明申し上げます。
議案書の四十三ページを御覧願います。

提案理由といたしましては、南和地域の一市三町八村が、南和広域連合の解散後におきましても、介護保険制度に係る認定審査事務、障害者自立支援制度に係る認定審査事務等を共同処理するために、五條・吉野広域行政推進協議会を設置しようとするものでございます。

議案書の四十四ページを御覧願います。

設置しようとする協議会の規約の内容でございますが、議案書四十四ページから四十九ページまで、六ページに及びますので、概要の御説明とさせていただきます。

第一条から第四条までは、総則として、協議会の設置、名称、担任する事務及び事務所について規定しております。

第五条から第十三条までは、協議会の組織について、会長、委員及び副会長並びに事務局、事務局長及び職員等について規定しております。

第十四条から第十八条までは、協議会の会議について規定しております。

第十九条から第二十六条までは、協議会の財務について規定しております。

第二十七条から第三十条までは、補則となっております。

附則としまして、規約の施行期日は、協議の成立の日から施行すること。また会計年度の特例として、最初の年度の会計年度は協議の成立の日から三月三十一日までとすること。

最後に南和広域連合の解散後に生ずる剰余金は、歳入として受け入れることとしております。

以上で議第九十一号から議第九十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本三議案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十四、議第七十一号及び議第七十三号の二議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十一号 五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について。
議第七十三号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程されました議第七十一号 五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について及び議第七十三号 五條市介護保険条例の一部改正について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の制定並びに一部改正につきましては、南和広域連合の解散及び協議会の設立に伴い、五條市において障害程度区分認定を行う審査会委員の定数等を定める条例の制定、並びに五條市において介護認定審査を行うための条例の一部を改正するものでございます。
それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入れますが、お手元の議案書四ページから六ページを御覧ください。

制定理由につきましては、五條市において障害程度区分認定審査を行うものであります。

次に制定内容につきましては、審査会の委員の定数、第一条障害者自立支援法第十五条の規定により設置する五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数は二十人以上とする。委任、第二条法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は市長が別に定める。

また、附則第一項で条例の公布日を定め、附則第二項では本条例の制定により必要となりました障害程度区分認定審査会委員の報酬等の規定につきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正及び障害程度区分認定審査会委員の報酬及び旅費の額の規定につきまして別表に追加するものであります。

続きまして、お手元の議案書十ページから十二ページを御覧ください。

改正内容につきましては、第二条の次に次の二条を加えることといたしました。介護認定審査会の委員の定数、第二条の二法第十五条第一項の規定により五條市介護認定審査会の委員の定数は八十人以内とする。認定審査会に関する規則への委任、第二条の三法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は規則で定める。を加えるものであります。

また附則第一項で条例の公布日を定め、附則第二項では本条例の改正により必要となりました介護認定審査会委員の報酬等の規定につきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の別表に追加するものであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」、「五番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）障害程度区分認定の審査委員二十名、介護保険の審査委員八十名となっていますけれども、これは南和広域連合の中に今までおられた委員さん全員なのか。しかし解散しましたから、五條市に関する委員さんだけの人数なのか、ちよつと答弁してくれますか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）大谷議員の質問にお答えいたします。

この件に関しては、南和広域連合が解散したということで、その後を引き継ぐということでございますので、全地域を含めて八十名あるいは二十名ということでございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）全地域というのは、五條市だけの人数なのか。協議会のところでは一市三町なんぼありますけれども。この全域、協議会の全域の中の二十名、八十名の委員さんの人数なのか。ちよつとそれ。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）大変失礼いたしました。

当然全域ということは、一市三町八村の地域的人数でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）五條市以外の三町八村の方では、この委員さんは受けてくれないのですか。全域の委員さんをなんで五條市の条例で決めて受けら

なあかんのですか。ほんだら報酬も五條市から出す責任になってくると違いますか。解散したのに、新たに協議会を作りますけれども、同じ対象市町村は一緒やけれどね。五條市の条例の中で、なんでほかの三町八村の委員さんの人数までここに入れらなきませんの。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）大谷議員の質問にお答えいたします。

五條市というよりも、一市三町八村で先ほど総務部長が説明したように、協議会を設立することでございます。これは一市三町八村で協議会を設立いたします。その協議会の中でこういった形の選定、認定をするということでございますので、五條市の人だけではなしに、対象者としては一市三町八村の全ての方の介護認定あるいは障害認定、そういったものを行うことになります。以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）そしたら、あれですか。協議会の設立はこれからで、議案が通ってからですね。通る前にもうほかの市町村の委員さんの面倒まで五條市で抱えますという議案が出てまんのか。そうなりますよ。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）大谷議員にお答えします。

五條市の人が全て八十人あるいは二十人をするのではなしに、それぞれの地域から選ばれた方が、介護認定の場合でしたら合議体が十ほどございます。八人で十合議体。それと障害につきましては、二合議体で十人。その人数で毎週、介護認定の場合でしたら火曜日から金曜日、週に四日、ひと月に約十六日、年間にいたしますと、大体二百回、その中で五千から六千の認定を行っております。また障害につきましては、週に二回ということで行っておりますが、その辺につきましても、それぞれの地域から出た委員さんが八十人おられて、その中からいろいろと合議体が、十あるわけですから、一回、一回毎週、毎日ではできませんので、それを分けてやっていただいておりますということでございます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）何遍も悪いすなあ。

そしたら五條市以外で三町八村の、議案にはこの人数は全く入っていないのですか。同じ人数三町八村の議案が出ていますやろ、ほかの議会にも。その議会にもこれは挙がってないのですか。挙がったとしたら、五條市と同じように二十名、八十名あげてどこの三町八村でも同じ数だけ挙げた議

案になってまのか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 大谷議員の質問にお答えします。

当然一市三町八村、全て同じ形で条例は挙げております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 関連になりますんやけど、ちょっと自分は意味がわからないのですけれども。今の部長の答弁ですと、ほかと同じように五條市も条例改正ということで協議会を設立、また再開しますけれども、したら三町八村も当然同じ条例を出して今可決するということですね。となれば、一つは障害程度区分認定審査会は二十人、そしてもう一つの介護保険の方は八十人ということで、それは百人ですけれども、それは三町八村も同じ人を、全部それだけの人間を選定されるわけですか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員に質問にお答えします。

一市三町八村の中から八十人を限度として選ぶということでございますので、五條市の場合は当然人数、比率もございますので、多いとは思いますが、すけれども、全て一市三町八村の中から八十人を限度として選ぶと、こういうことでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） なるほど、わかりました。したら一市三町八村で一つ分は二十人、一つ分は八十人ということでやっていくと。五條の中は、その比率で配分が決まっていくということで。

この対象はどういう人が対象になっていくわけですか。審査会の対象の人って。例えて説明していただきたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 基本的には介護審査会、先ほど言いましたように、八つの合議体があって、約十人で八十名というような予定をしておるのですが、その委員のメンバーの中には当然医師、あるいは歯科医師、福祉士とか、あるいは保健師、そういった方が入っておられます。そういったメンバーとあとは事務局の方が数名おりますので、大体一つの会議をするのに七名から八名程度で、現在は運営しておるところでございます。（「五

番」の声あり)

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） では一般の方でなく、医者とか特殊な人ということですね。わかりました。結構です。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本二議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第十五、議第九十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第九十四号 市道路線の認定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三） ただいま上程いただきました議第九十四号 市道路線の認定につきまして提案理由の御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の五十ページ及び次の地図を御覧いただきたいと存じます。

地図中央付近の赤色表示の箇所でございます。

今回、認定をお願いいたします市道平沼田一号線は、市町村合併前の平成九年度から村道中定線現道拡幅工事として整備しておりました路線の中で、図上中央右側の三国橋付近、この部分が急しゅんで、拡幅整備工事が困難なため、赤色で表示したように、一部新設工事を行い地域の安全を確保した部分であり、このたび完成いたしました。

道路の概要といたしましては、延長が三六二メートル、幅員が七・〇メートルで、今後は地域の生活道路の幹線となり、市道平沼田一号線として管理するため認定をお願いするものでございます。

以上で議第九十四号 市道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十六、議第九十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十五号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第九十五号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年五條市一般会計補正予算（第四号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は歳入歳出それぞれ六億七千二百九十二万六千円の追加でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ百六十一億七千二百七十七万円となります。

今回の補正におきまして、県の九月補正予算により創設されました奈良県市町村振興臨時交付金を財源とする事業を予算化しており、交付金対象事業の補正予算額は総額で一億三千百八十五万七千円、事業数で二十二事業を本補正予算に計上しております。

この交付金は厳しい経済状況が続く中、県内の地域間格差を埋め、県全体の活性化を促すため、過疎地域などの条件不利地域や財政状況が一定以下の市町村に対して、地域活性化に向け、市町村自らが知恵を生かすことができるものとして創設され、少子高齢化対策、安心・安全の実現、地域活性化など地域の課題を解消するため、市町村において平成二十二年の補正予算で措置された事業費に充当できるものでございます。

それでは、まず歳出について説明させていただきます。主なものについてのみ説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

十二ページを御覧願います。

二款総務費、一項総務管理費、六目財産管理費、十八節備品購入費二百九十万は、市施設の地上デジタル放送対応テレビ購入費でございます。

次に八目電子計算費、十三節委託料一千三百五十万円につきましては、五條市山間地域ケーブルテレビにおきます自主放送設備のデジタル化業務委託料でございます。

十八目財政調整基金費、二十五節積立金二億七千八百七十二万円は、本定例会に議案として提出いたしております南和広域連合の解散に伴う南和ふるさと市町村圏基金処分による配分金を財源とする財政調整基金への積立金でございます。

次に二項徴税費、二目賦課徴収費、十三節委託料二百五十万円は議会から提案いただきました五條市のオリジナルナンバープレート、いわゆる御当地ナンバーの作成委託料でございます。

十三ページに移りまして、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、十九節負担金補助及び交付金四千万円は、今年度に社会福祉法人が建設予定の身体障害者施設の整備に対する補助金でございます。

二十節扶助費一億一千七百五十万円は、児童福祉法の障害福祉施設が障害者自立支援法の障害者支援施設に体系移行したことに伴う市負担の発生及びサービス利用者増等によります障害福祉サービス費給付費の追加でございます。

二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、十三節委託料百十万円は、二見保育所休所に伴う児童の通園に対応するための通園バス運行業務委託料でございます。また、十八節備品購入費三百六十万円は通園バスの購入費でございます。

二十節扶助費二千九百万円は、市内私立保育所、市外私立・公立保育所に対する児童委託運営費の追加でございます。

十四ページに移りまして、三項生活保護費、一目生活保護総務費、十三節委託料百六十八万円は、生活保護レセプト管理システムの導入委託料でございます。

二目扶助費、二十節扶助費三千百万円は、生活保護世帯増加、医療費増等による生活保護扶助費の追加でございます。

次に四款衛生費、一項保健衛生費、九目水道事業繰出金、二十八節繰出金二千二百四十万円は、簡易水道施設補修等のための簡易水道特別会計繰出金一千四百九十万円の追加及び老朽水道管布設替えのための水道事業会計繰出金七百五十万円でございます。

十五ページに移りまして、二項清掃費、二目塵芥処理費、十一節需用費一千四百万円は、みどり園ごみ焼却施設の設備・機器修繕料でございます。

六目塵芥処理施設建設事業費、十三節委託料六百八十四万八千円につきましては、新塵芥処理施設建設に係る地形測量業務委託料及び基本構想策定業務委託料でございます。

次に五款農林業費、二項林業費、一目林業振興費でございます。

十六ページを御覧いただきまして、十八節備品購入費三百三十三万三千円は、鳥獣捕獲おりの購入費二百四十万円及び鳥獣被害対策用軽四車両の購入費九十三万三千円でございます。

次に七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十五節工事請負費七百万円は、道路補修工事費の追加でございます。

四項都市計画費、五目街なみ環境施設管理費、十三節委託料三百三十万円は、新町地区重伝建選定の記念イベント委託料二百四十万円とまちや館蔵改修工事の設計監理業務委託料九十万円でございます。十五節工事請負費八百万円は、まちや館蔵を公衆トイレに改修する工事費でございます。

十七ページに移りまして、五項住宅費、一目住宅管理費、十一節需用費五百万円は、市営住宅の修繕料の追加でございます。十五節工事請負費百五十万円は、同じく市営住宅の補修等工事費の追加でございます。

六項下水道費、一目下水道整備費、十五節工事請負費七百万円は、下水路整備工事費の追加でございます。

次に八款消防費、一款消防費、一目常備消防費、十一節需用費九百万円は、新規採用職員の消防学校入校準備のための制服等被服費でございます。

二目非常備消防費、十八節備品購入費五百万円は消防団の老朽化消防ホース更新のための消防ホース購入費でございます。

三目消防施設費、十一節需用費百五十万円は、消防庁舎内に女性用トイレを設けるための改修に係る修繕料でございます。

十八ページに移りまして、九款教育費、三項小学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費四百四十万円は、各小学校整備工事費の追加でございます。五條小学校の多目的トイレ等改修の工事でございます。

三目五條小学校屋内運動場等整備事業費、十三節委託料一千九百五十万円は、五條小学校屋内運動場整備に係る解体工事、建設工事等の設計業務委託料一千五百万円と地質調査業務委託料四百五十万円でございます。

四項中学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費三百五十万円は、五條東中学校の高架水槽改修の工事費でございます。

十九ページに移りまして、六項社会教育費、七目集会所費、十五節工事請負費百九十万円は、野原東第二会館の改修工事費でございます。

十二目文化財保護費、十五節工事請負費百二十万円は、大澤町内にあります楊貴氏墓誌（やぎしぼし）出土地の周辺整備工事費でございます。

七項保健体育費、四目学校給食センター費、十五節工事請負費一千八百万円は、給食センターボイラー設備更新に係る工事費でございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。六ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を御覧ください。

十款地方交付税で一億五百九十一万円、十二款分担金及び負担金で一千五百三十七万九千円を追加し、十三款使用料及び手数料では一般廃棄物処理手数料の収入減分として四百六十八万六千円を減額、十四款国庫支出金で九千七百九十七万九千円、十五款県支出金で九千七百五十二万四千円、十六款財産収入で二億七千八百七十二万円、二十款市債で八千二百十万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 十五ページの塵芥処理施設建設事業費の六百八十四万八千円、これはどこの測量をされるのですか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 九番益田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

塵芥処理施設建設事業費六百八十四万八千円でございますが、これにつきましては、去年の十二月議会から上げさせていただきましたが、新しいごみ処理施設、南阿田九番地を最適地として判断し、事業を進めていくに当たって、新施設基本構想策定業務の委託料、それと地形を測量するための業務委託料でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） これもう八回目かな、七回目ですか、皆否決されておるわけですね。そしてその間私もこの前委員会です村の状況なりは十分説明させてもらったと思っております。あなたが無理やりにバイオマス構想のパンフレットみたいなものを村に送り込んできた。自治会長はそんなやめといてくれという中で、無理に送ってきたやつをあなたとところへ南阿田町の人も、また滝町の役員さんも返しに行つたのを受け取ってくれていますのやろ。そんなもううちは結構ですって。それにも関わらず、何回も出してきて、何の意味がありますの。これ。こんなんすればするほどあかんって、僕は前にも言うてありますやろ。こんな強引なやり方をしておつても、誰も了解せえへんって。ずっと出していきますの。ええつ。俺またこんなんよそで受けてくれるところあるさかい出してきたんかなと思つたんやけどな。だからどこですかって聞いたんやけれども。どうですか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 九番益田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

この前の九月議会でも経過を議員からの質問によりまして説明させていただきました。その後、地元の方で、今議員がおっしゃっていただきましたように、十一月に地元の方々、両自治会が集まって話し合いをされたというふうなことは聞いておりますが、市といたしまして、みどり園に対する協定書、これを順守していく中で、時間的なものもございまして、いち早く取り掛かっていくことを日々地元の方々に御理解いただくように鋭意努力をしておるところでございまして、この予算はそういうことでスムーズにいくためにすぐ取り掛かっていきたいという、近々、もう時間がございせんので、申し訳ないと思います。毎回上げてというふうなことはわかりますが、必要性があるということで上げさせていただきます、御理解願いたいと思います。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 村の方々は、別段そんな必要性があると思っていない。私は市会議員としては、五條市のどっかには必要性があると思っていますよ。しかし自治会の人は何も必要ないと思っている。だから説明会も開いてくれない。あなたが書類を出したかって返しに來られた。

そしてね、部長。この委員会は、これだけと違うけれども、各委員会で終わりに必ず委員長は、各議員さんの提言されたこと、今後の行政に生かしてくださいというて挨拶していると思う。どの委員会でも。そしたらこれ、委員会で何回も否決されてゼロ修正されてやっとなるわけですよ。それから、あんたは、あんただけか市長も含めてやろうと思うけれども、これ全く委員会軽視やわな。委員会で必ず委員長は言うとするはずですよ、最後に十分行政に生かしてくださいって。それを七回も出してきて、そこら辺が無神経と言うたらいいのか、どんな言葉をあなたに言うたらいいのかわからんけれども。これ、今総務部長出してくれたんやけれども、予算付けるのは財政で付けとるのやろ。そうやな。これ全部支出の分は。入ってくるのは構わへんがな。予算付けるときに、あんたもこれわかつとんのやろ。何回も否決されているって。そのときに、今度は大丈夫ですかとか、補正予算ですよ。補正予算というのは、どんな意味かわかつとるやろ、総務部長。わからんと付けとるの。補正予算の意味わかつとんかいな。ちよつと聞くわ。一から聞かんことには……

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 益田議員さんの御質問にお答えをいたします。

新ごみ処理施設の建設につきましては、市の懸案事項でありますので、担当課の方から地元の皆さんに説明しようとして正確な情報、あるいは資料を示していくのには、調査費の計上がどうしても必要ということで、私も何回も委員会会で否決されているというのは、十分承知をしておりますけれども、そういうような要望がございますので、財政としても地元を理解を深めていくためには必要な資料で、経費というような意味合いで補正予算に計上いたしております。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 部長同士やから、おたくら同士で必要やというたら、何でも補正予算を付けていくのやな。部長、そうやったら。そういうことやろ。櫻井部長から言うてきたら、必要なもんやさかいというて、あんたは、わかりながら予算付けてきとんのやろ。地元が反対しているということは、嫌がっているということは、十分わかっとなのやろ。わかっとなつて言うたがな、今。（議場に声あり）俺、地元の説明はしてあるやんか。自治会は嫌がっていますよって。もうパンフレット来たかって、返しに行っていますよって。俺、返しに行け言うたんちがうで。自治会の方が勝手に持つていったんやで。そういう状況を説明していますやん。それをあえて何遍もして何の意味があるの。こんな。それやたらもつと自治会なり市民からいっぱい要望あるやろ、してほしいうて言うてるやつ。それをしたたらいいんちがうの。いっぱいあるやろ要望。これをちゃんと部長しとるのか、みどり園がしよとするのかしらんけど、補佐がするのかしらんけど、予算組むからには起案書も上がり、ヒアリングをしとるんやろ。どうですか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 益田議員の御質問にお答えをいたします。

当然各担当課から補正予算の要求が上がってまいります。そこでヒアリングをしまして、当然その結果、市長査定ということで市長には確認をしていただいて、その結果で補正予算書を作り上げておるといところでございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田議員。

○九番（益田吉博） ヒアリングをして各課からいろいろ要望出てきたやつ、起案書出てきたやつ、皆市長が査定しているわけ。それやったら。あんたの説明やったら、そないなるやん。（議場に声あり）そしたら、これ市長が付けたということか。（議場に声あり）市長が付けれと言った。あんたら地元の事情わかっとなのやろ。普通やったらあんたらのところではなんなん話やんか。これ無理やでつて。だから補正予算の付け方がどうもわからん。あんたらのしとることが。補正予算って俺前にも言うたけども、急を要するとか、もう大体話つくさかいに、はよ予算付けて話しまとめらなあかんでとか、それが補正予算やんかえ。だから補正予算を付けたら年内にちゃんとできてこそその補正予算という意味があると、私は思う。前みたいに、国の

緊急経済対策か、あれで三月ごろにきて補正予算付けて、すぐにその年にせえというても、それは無理な話やなあ、そら繰り越さな。当然の話や。こんな補正予算付けたかって年内に話つくことないやろ。それやったら補正予算の意味がなさんのえ。そんなもんにな、起案して、あんたらヒアリングして付けてきて、国からも補助金申請してなんぼか下りとんやろ、歳入で。あるわなあ。ないんか。国にも申請しているわけやろ、何割もっているのか知らんけど。なんぼか入っとるわな。電話一本で国から金くれるわけでもなからう。やつぱりそれなりに市は書類こしらえて提出しているのやろ。地元が嫌がっているやつ、何勝手にしとんどよ、そんなもん。おかしい。こんなやり方自身が。何遍もそれが、何遍言うても学習能力ないんやのう。ええ加減に学習せえよ。ええ加減に。ほんまに学習能力ないぞ。一回や二回は人間誰かって失敗する。七回も同じこと出してきて、これであんならいいと思とるん、こんな予算。俺はこんなもん納得できんわ。

そやけど時間掛かるさかい、部か課かしらんけど、どんな起案書があんとこへ上がってきているのか、毎回。ほんで国の補助金もらうのにどんな書類を送っているのか、これちよっと見せてくれる、後で。あんたかって何かなしにこんな予算付けとれへんやろ。なんぼなんでも。これを市長付けとけよって言われて、はあいって何もなしに付けときはせんやろ、なんぼなんでも。それだけ出してくれる、もう今日は暫時休憩しとったら、遅なるさかい。皆に悪いさかい。俺は何も十二時になったかって構へんけども。こんなやり方は、全く行政能力のない者のやり方や。それだけはつきり言うとか。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）十三ページの六目、十三節、十八節、二十節、これどのようなバスであるとか、何人乗りであるとか、どこに委託するとか、そういうのを詳しく説明していただけますか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）藤富議員の質問にお答えいたします。

まず委託料百十万、それと備品購入費三百六十万、それと扶助費二千九百万ということでございます。バスにつきましては、子供約二十人乗りのバスを予定しております。

大きさにしましては、二十人、子供用でございますので、そんなに大きくないバスでございます。それとこの分につきましては、今臨時交付金ということ、県から出ております、この交付金を充当させていただくということで予定しております。

それと百十万につきましては、これは今現在バスが一台子供用のやつが残っておりますので、この子供用のバスを利用させていただいて、一月か

ら三月までまず実証運行といいますか、試行をさせていただきたいということで、その委託料でございます。

あと二千九百万につきましては、これは保育所の人数が当初より途中から増えておるといこともございまして、その分の追加ということでございます。

以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十七、議第九十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十六号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第九十六号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

まず一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一千六百万円の追加でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ三億八千六百万円となります。

内訳につきましては、四ページ、最後の三の歳出から御説明申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費の十一節需用費の一千三百五十万円につきましては、各地区簡易水道施設管理に要する光熱水費二百万円と大深簡易水道ほか四施設での耐用年数稼働時間から送水能力の低下に対応すべく、送水ポンプの入替えを含みます機械器具の維持修繕及び一部で落

雷の影響のあった機械修繕費、合計一千百五十万円でございます。

また十五節工事請負費二百五十万円につきましては、賀名生北簡易水道におきまして、施設の統合により不要となっております旧施設の処分費用であります。

なお、これらに要する工事費用につきましては、県市町村振興臨時交付金事業費充当により行うもので、同じく四ページ上段にございます、二の歳入、三款繰入金の項目におきまして一般会計繰入金追加一千四百九十万円及び五款諸収入の雑入で機械設備損害補償保険金百十万円を追加いたしました、歳入歳出の均衝を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十八、議第九十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十七号 平成二十二年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程いただきました議第九十七号 平成二十二年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）の提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算、一ページを御覧願います。

まず上から二番目の第二条、業務の予定量におきまして、今回の追加補正で主要な建設改良事業に老朽管更新事業一千百万円を追加するものでござ

います。

また第三条の収益的収入及び支出におきまして、第一款水道事業費用のうち、第二項営業外費用九千三十七万四千円から予定していた消費税納付額の減少に伴い、五十二万四千円を減額し、補正後の第一款水道事業費用合計額は七億六百九十九万円となります。

以上の内訳説明につきましては、次の二ページの表で整理を行っておりますので、御覧いただきたいと存じます。

まず上段の収益的収入及び支出におきまして、消費税及び地方消費税五十二万四千円の更正減額を行い、そして次に資本的収入及び支出では、まず下段にございます支出の項目におきまして、老朽管布設替工事一千百万円の追加補正を行っております。

なお、これらの補正財源は、奈良県市町村振興臨時交付金事業によるもので、資本的収入の項目におきまして七百五十万円の繰入れとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日十一日から十六日まで休会とし、次回十七日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時二分散会